

令和6年第3回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和6年9月3日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和6年9月3日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 康幸 5 番 安西 博文 2 番 森岡 健治 6 番 山石 恭助 3 番 山崎 匡 7 番 赤松 紀幸 4 番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 吉野生支所長 竹葉 誠 防災安全課長 中井 和彦 保健福祉課長 瀧本 美樹 ふるさと創生課長 井上 靖 教 育 課 長 戎 秀之 農林振興課長 小西 亨 代表監査委員 榎本 孝幸
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 6 番 山石 恭助 7 番 赤松 紀幸
会 期 の 決 定	令和6年9月3日～9月12日（10日間）

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 招 集 挨 拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	—	一般質問 （5 番、6 番、3 番）
4	報告 7	松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	議案 4 0	松野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
6	議案 4 1	松野町国民健康保険条例の一部改正について
7	議案 4 2	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
8	議案 4 3	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
9	議案 4 4	動産の買入れについて
1 0	議案 4 5	令和 6 年度松野町一般会計補正予算（第 2 号）
1 1	議案 4 6	令和 6 年度松野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
1 2	認定 1	令和 5 年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
1 3	認定 2	令和 5 年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
1 4	認定 3	令和 5 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

1 5	認定 4	令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
1 6	認定 5	令和5年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
1 7	認定 6	令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
1 8	認定 7	令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分に ついて

5 閉 議
6 散 会

議 長	ただいまから、令和6年第3回松野町議会定例会を開会します。 （9：30） 町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、第3回定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。 本日、令和6年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 さて先週、歴代最強クラスの台風として、西日本に襲来した台風10号は、スピードが遅くて進路も定まらず、長期間にわたって全国各地に様々な被害を及ぼしました。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の復旧復興をお祈りしたいと思います。 一方で松野町では、雨量こそ多かったものの大きな被害は発生せず、安堵しているところであります。しかしこれは、結果的に運が良かったからとも言え、これに安心して気を緩めることなく、今回の台風襲来も1つの教訓として、今後の防災減災対策の更なる拡充に努めて参ります。 さて6月定例会以降の町内における主な諸行事などにつきましては、別途町政報告書にまとめておりますので、御確認のほどお願いを申し上げます。 なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告1件、条例改正及び規約の変更、動産の買い入れのほか、一般会計及び介護保険特別会計補正予算の各議案7件、そして認定7件の諸案件であります。 御提案申上げました議案の詳細につきましては、後程それぞれ詳しく御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。 どうぞよろしくお願いいたします。

議	長	次に、今期定例会に関する諸報告をします。
		まず、今期定例会に提出される案件を報告します。
		今回提出される案件は、１５件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。
		続いて本日の議事日程を報告します。
		本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いします。
		次に、地方自治法第１２１条第１項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いします。
		次に、監査報告であります。監査委員から、令和６年５月、６月、７月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。
		続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配付してあります一覧表のとおりです。御確認をお願いします。
議	長	これから、本日の会議を開きます。（９：３４）
議	長	日程第１ 「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、６番山石恭助議員、７番赤松紀幸議員を指名します。
議	長	日程第２ 「会期決定の件」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日から９月１２日までの１０日間をしたいと思いをます。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から９月１２日までの１０日に決定しました。

議	長	日程第3 これより一般質問を行います。 通告1番、安西博文議員の一般質問を一括方式により行います。 安西議員の質問を許します。
5	番 安 西	「議長5番」
議	長	「安西議員」
5	番 安 西	議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。 まず今年の夏は、今までで一番暑かったと言われるほど、今までの平均気温を1.7度もオーバーした、本当に暑い夏でございましたが、皆様、何とか無事で、お元気で何よりであります。台風10号につきましても、思ったほど当地方では被害もなく、非常に良かったのではないかと考えております。 災害のシーズンが参っておりますので、ここで私の質問、通学路の安全確認、安全点検、安全確保等について、7点ほど細かい質問をさせていただきます。 まず第1点目ではありますが、いわゆる倒壊の恐れがあるんじゃないかと思われる道路に面した所の家屋、落下の恐れのある屋根瓦とか土壁、そういった所の実態の把握、またそれに対する対策等をお聞きしたい。 2点目は、やはり倒壊の恐れがあるようなブロック塀、大阪で子どもが下敷きになって亡くなるという事故が起こっておりますが、そういうブロック塀の実態把握はされているのか、それに対する安全対策は進んでいるのかという問題であります。 3番目ではありますが、3番目は倒壊の恐れのあるカーブミラー、根元の腐食等が原因で倒壊して、新居浜では、子どもがちょうど下敷きになるところ、テレビに映っておりましたけど、ああいう事態にならないために、カーブミラーはどういうふうな点検をされているのか、また対策はされているのか。 4点目ではありますが、国道381号線のうち、祝井地区からNTT

交換所の間、あすこの歩道がですね、狭くて高くて、しかも車の出入りが非常に出入り箇所が多いために、いびつな段差、傾斜がついております。その何とか安全対策ができないか。

次、5番目が、同じ国道381号のうち、吉野西組の所に、道路の向かい側に太陽光発電システムがございますけど、あの箇所の一番吉野側の上に大木になっております樹木が、非常に大きくなったのが歩道車道にせり出しております。強風がきて、もしボキッと折れた時に、子どもが通りかかっていたら危ないな、というような気がしております。その対策についても伺いをいたします。なお、この今まで言いました家屋とかブロック塀とか、国道につきましては、それぞれ管理者がおられることなので、町独自で簡単にできるものではないと思っております。

御協力やお願いをしていかないけんもんだとは思っておりますが、町でできる範囲のことをしていただきたいな、という気がしております。

6番目であります、先ほど言いました国道の歩道。歩道が危ないので、元々ありました正式な延野々吉野、町道延野々吉野線、あそこが元々自転車の通学路にしていたわけですが、現在、国道のほうを子どもたちが通っているというような状況で、土砂崩れで、一般車両は、何の支障もなく通っているわけですけど、子どもたちだけ、自転車が危ないということのようでありますけど、あそこ早く改良工事などをして、近くて安全な通学路、正式な通学路、あちら側を早く利用できるような対策を講じてもらえないかというのが、6番目のお願いであります。

最後に、JR鳥居の鉄橋がございますが、少し川の上流で梁瀬より30メートル、40メートルの付近であります、あの箇所の町道の崖が、少しの雨、少しの風が吹くと石ころが落下しております。本当にえぐられた状態で本当に危険な箇所であると思います。子どもたちも通学路に使っておりますし、あそこは涼しいもんですから、毎日何

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	人かの方、歩いておられる。ウォーキングの方もおられます。その対策。 以上、7点についてお願いやら質問をいたします。 よろしく回答のほどお願いいたします。 「議長」 「坂本町長」 それでは安西議員の御質問、通学路の安全対策について答弁をいたします。 このことにつきましては、対策全般の方針として、平成27年度に通学路安全推進プログラムを策定するとともに、関係機関との連携を図るため、通学路安全推進協議会を設置しております。この協議会のメンバーは、町内各小中学校の代表、PTA、スクールガードリーダー、教育委員会、防災安全課、建設環境課、更には町外から南予地方局建設部の管理課と道路課、そして宇和島警察署の交通課と地域課にも参画していただき、継続的に通学路の安全を確保するため、毎年合同点検を行いまして、危険箇所の実態把握と必要な対策、対応を実施しているところであります。 具体的には、毎年4月から5月に各学校において、保護者や学校支援ボランティア等から提供いただいた情報を含め、道路表示や標識、支障物等の状況など、28項目からなるチェック表により危険箇所を抽出し、6月から7月に通学路安全推進協議会において合同点検を行い、その結果を踏まえて、必要なハード面ソフト面の対策を検討実施しております。 また、危険箇所の場所と対策内容については、関係者間で認識を共有するため、位置図と対策一覧表を作成し、保護者への周知のほか、広く注意喚起を促すため、町のホームページにおいて公表しているところであります。 なお、令和5年度に実施した合同点検においては、危険箇所10ヶ所中9ヶ所が対応済みとなっており、本年度は、現時点で危険箇所1
--	---

1ヶ所把握しておりますが、そのうち3ヶ所が対応済みとなっております。

さてそれでは、1点目から御質問に対してのお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、倒壊の恐れのある家屋や土塀、落下の恐れのある屋根瓦などの実態把握については、先ほど申し上げましたとおり、合同点検を実施した結果、現時点では該当がないと認識しております。ただし、今後該当する事例が確認されれば、その所有者に撤去改善等を依頼することとし、所有者に対応いただけない場合は、危険が回避されるまでの間は通学路の変更をするようにしております。

なお危険家屋等の除去にあたっては、平成29年度に創設した老朽危険空家除却事業補助金を活用していただくなど、町としても支援促進をしているところであります。

2点目の倒壊の恐れのあるブロック塀の実態把握とその対策につきましては、これも先ほど申し上げましたとおり、現時点では、通学路に危険なブロック塀はありませんが、今後確認されれば、令和元年度に創設いたしましたブロック塀等安全対策事業補助金の活用により、町としましても、所有者に対して、撤去または建て替えの指導、支援を行いたいと考えております。

3点目の倒壊の恐れのあるカーブミラーの実態把握とその対策、これにつきましては、今年5月に議員御指摘のとおり、県内でカーブミラーの倒壊事故が相次いで起こったことから、本町では、5月中旬より町内全域のカーブミラーの点検を実施しております。

点検方法としましては、職員が腐食や老朽化による倒壊の恐れがないかを調査し、倒壊の危険度をランクづけすることにより、実態の把握をしております。

そのほか対策としましては、今回の調査データを台帳で管理し、危険度の高いカーブミラーについては、早急な対応を行うほか、定期的に点検を継続して、カーブミラーの倒壊の防止に努めていきたいと考

えております。

4 点目です。

国道 3 8 1 号の祝井地区から向井地区までの歩道の安全対策につきましては、この区間はですね、旧の古い道路構造規格により整備されているため、歩道の幅員が狭く段差が多い構造で、新規格で整備された松野東バイパス、これと比べますと 1 メートルほど狭く、歩行者の通行やそして排水対策等にも支障をきたしている箇所であります。

このため、通学路の合同点検において、対策や整備が必要な箇所として、意見要望が出ておりますが、これを二次改築等の対応するのはなかなか困難な状況にあることから、管理者である愛媛県において、交差点へのラバーポールの設置、歩道路面に発生する苔や堆積する土砂等の除去など、メンテナンスの頻度を多くするなどの安全対策に努めていただいております。

また社会福祉協議会をはじめ、町内有志によるボランティアグループの活動において、除草作業や落ち葉の除去を定期的に行っていたり、引き続き町民の皆さんの御支援御協力をいただきながら、住民との協働による安全対策への取り組みに努めたいと考えております。

5 点目です。

民有地から道路上に伸びて交通の支障となっている樹木については、御指摘の場所に限らず、道路パトロールや地域住民の皆様方からの情報提供により、該当箇所が増加傾向にあることを把握をしております。

支障木や枝の伐採につきましては、通行に支障を来す恐れがある場合、所有者に連絡を取り、剪定または伐採の処理をしていただくように要請、指導に努めているところでございますが、高齢化等により適切な管理を行うことができない場合や所有者が町外等に在住していて対応が困難な場合などは、所有者等の了解を得た上で、やむを得ず道路管理者が対応しているケースもあり、御指摘の区間についても

同様の対策を行っております。

基本的に道路上にはみ出した樹木は、その土地の所有者の財産となるため、日常的な管理を広報やホームページ等をとお願いをしているところではありますが、引き続き、関係機関が連携した安心安全な道路環境の維持に努めていくこととしております。

6点目、がけ崩れのため現在通学不可となっている町道延野々吉野線につきましては、山側法面やその上部に、多くの浮き石や転石が確認されておりまして、落石対策として設置している防護ネットをすり抜けて、道路面への転石がたびたび確認をされております。

このような状況から、令和3年度に法面調査を実施いたしましたところ、今後も崩落や落石が発生する恐れがあることから、安全対策として、大型土嚢を設置するとともに、中学校生徒の通学路を国道381号へ迂回していただく対応をしており、生徒、保護者、関係機関の皆様大変御不便をおかけしているところであります。

この区間の対策といたしましては、令和4年度から国の交付金を活用した整備に取り組んでおり、現在、設計業務が完了しております。来年度からは用地業務のほか、一部保安林に指定されている区域がありますので、この解除申請に取り組んでおり、引き続き事業の早期着工を図り安全対策に努めることとしております。

7点目のJR鳥居鉄橋西側の崖崩れ対策につきましては、広見川と隣接する町道梁瀬線の急峻な山側法面の未整備区間で、以前より岩盤風化による土砂崩落や転石等が多く発生する箇所であることから、職員による定期的なパトロールとともに、台風や大雨等の荒天後には、速やかな現地確認を実施しております。

この区間につきましては、地元吉野部落からも整備を求める要望書が提出されておりまして、現地を調査して整備方法等を検討しているところであります。また本路線は、通常時の生活道路としての通行はもとより、非常時には国道381号の迂回路としての役割を果たす重要路線でありますことから、早急な安全確保に努めて参りたいと考え

	ております。 最後に、通学路の安全を確保するためには、定期的な点検はもとより、日頃からの情報収集に努め対策の実施、効果の把握、その結果を踏まえた改善、充実を一連のサイクルとして繰り返し、継続的に実施することが必要であると考えております。 今後もより安全な通学路とするため、関係機関をはじめ保護者やボランティアの皆さんと協力し、官民連携による対策を講じて参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはより一層の御協力御支援を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。
5 番 安 西	「議長」
議 長	「安西議員」
5 番 安 西	それでは何点か質問させていただきます。 危険な家屋は今のところあまり確認されてないようですが、私がパトロールしましたところ、松丸地区においても、一面植物のつるに覆われている、ちょっと斜めになりかけているような元倉庫であったかなというような建物2件確認しております。あそこは大丈夫なんでしょうか。 次に、ブロック塀についてであります、家屋については管理者の方の御協力あれば、その補助制度があるようでありますが、ブロック塀についても、1.2メートルほど高さがあるブロック塀について、「直してもいいよ。」というようなところがあれば、そこに対する補助金制度は設立されないのか、伺います。 次に国道の歩道であります、昨年、ちょうど私が通りかかった時に、電動車椅子の方がこけまして、あそこでひっくり返りまして、車道側へこけて、頭打って血を流されておりました。救急車を要請したところ、すぐにパトカーと救急車が来て対応もしていただいたんですが、電動車椅子の方はもう転倒するような非常に危ない所を、子どもたち、自転車も通っております。 この自転車の通行でありますけど、約25年ぐらい前にですね、町

	道延野々吉野線の歩道、歩道は元来人が歩く所でありますので、そこを「自転車が通れるように、自転車通行可にして欲しい。」と言うてですね、当時のPTA会長、役員されとったと思うんですが、加藤勝恵さんが、僕のところへ鬼北署へ申請に来ていただきました。 それで、現地確認しまして、危ないなということで、そこを自転車が通れるような自転車通行可という歩道に、その申請は、警察署長名から本部まで行きまして本部から愛媛県公安委員会まで行きまして、愛媛県公安委員会の意思決定があって初めて、歩道は自転車が通ってもいいよっていうことになってます。 国道側のあの歩道は子どもたち通ってますが、果たして許可はもらっているのでしょうか、という質問であります。 よろしく回答お願いします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	まず危険な家屋、ブロック塀とかそういったものも含めまして、現況の教育委員会の方で対応している協議会では把握をしておりませんが、実際、私も町内いろいろ回ってみますと、危険家屋というのは、その可能性がある家屋については、若干あるんじゃないかなというふうに思っております。これにつきましては、まず、危険性を目視で確認をしまして、先ほど申し上げましたように建設課の方で空き家除去の補助金を持っておりますので、これを所有者の方にあっせんをする形で、1件1件ちょっと解消に努めて参りたいと思います。 ブロック塀の補助制度につきましては、ちょっと後で担当課の方から申し上げます。 あと歩道の安全なんですが、あれは、確か私もあそこボランティアで草刈した時に看板が、自転車のマークもあつたんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとこれ確認をしまして、御指摘のように、歩道は、歩行者のもので、自転車は車両扱いなんで、車道を通らなければ

谷口建設環境課長 議 長 谷口建設環境課長	ばいけない。その特例がそこに該当しているのかどうかちょっと確認をして、適切な措置をしていきたいと思います。 それではちょっと建設環境課のほうからも、御説明いたします。 「議長」 「谷口課長」 はい。 ブロック塀の撤去創設の事業については、国のブロック塀等安全対策事業補助金として事業を行っております。 この対象事業といたしましては、非常時に避難路として活用できる道路に面していることが条件でございますが、この通学路も避難路と同じように面しておれば、補助対象ということになりますので、是非御活用いただきたいと思います。 補助金につきましては事業費の8割、最大が30万円まで補助できる事業となっておりますので、今後また周知のほう改めてさせていただいて、事業の推進に努めて参りたいと考えております。
5 番 安 西 議 長 5 番 安 西	「議長」 「安西議員」 最後に町道延野々吉野線ですが、工事までに、まだ完成までに相当時間がかかるようであります。 国道なんかでですね、どうしても通行止めにできんような所、肱川とかいろいろあるんですけど、そこらはH網ぶち込んでですね、土砂が落ちんようにして、そしてその中で工事して、一般車両は幾らでも通れるような対策でやっておられる所が何ヶ所かあります。そういうことをしていただいて、少しでも早く子どもたち、安全なほうの延野々吉野線のほうを通学できるようにしていただけないか、検討をお願いをしたいと思います。 もうここで終わりますけど、優先すべきは子どもたちの命と体の安全でございます。 何とぞ、早期の解決を図っていただきますよう、よろしくお願い申

坂 本 町 長 議 長	し上げて、私の質問を終わらせていただきます。 「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長	最後の御指摘なんです、御指摘のとおり今の状況で、中学生の通学路だけ制限しているというのは、少し自己矛盾をはらんでいると思います。もう一度現地を精査して、応急的な措置で、中学生の通学もできるようにした上で、根本的な解決を図るということも考えられますので、ちょっと専門家の意見も聞きながら、1日も早く危険な国道ではなくて、安全な延野々吉野線を子どもたちが通れるように配慮をしていきたいと思います。 ありがとうございました。
5 番 安 西	ありがとうございます。 応急的な工事ができなくてもですね、もう1つ方法が、国道33号線なんか、ある程度の雨が降ったら、通行止めにしたりとかするんですよね。普段はあそこは比較的大丈夫じゃないかと思うんですが、です。雨量100ミリに達した時とか、積算雨量が多くなった時には、ちょっと駄目だけど、いうことで普段はあそこを通学路にしてもいいんじゃないかというような気がしております。 以上です。 ありがとうございました。
議 長	以上で、安西議員の質問を終わります。 続いて、通告2番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。 山石議員の質問を許します。
6 番 山 石 議 長	「議長6番」 「山石議員」
6 番 山 石	議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり3問、一般質問をいたします。 最初に通告書1番の放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	放課後児童クラブは、全国では昭和 20 年代後半から始まり、戦後、共働きの家庭やひとり親家庭が増え、子どもらの居場所としての必要性が高まり、その後自主的に広まり、正式に整備されたのは、昭和 40 年ごろからと聞いています。 そこで、現在の放課後児童クラブが本町で開設されたのは、いつごろ、どのような経緯で始まったのか、お尋ねいたします。 「議長」 「坂本町長」 はい。山石議員の御質問に答弁いたします。
6 番 山 石 議 長 6 番 山 石	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や長期休業中に遊びや生活の場を提供することで、共働き世帯等を支援するとともに、女性の社会進出の促進、校区外の児童との交流などを目的として設立するものであります。本町では、平成 22 年 4 月に松野町放課後児童クラブという名称で、森の国ふれあいセンターを開設場所として事業を開始いたしました。 以上です。 「議長」 「山石議員」 はい。経緯については分かりました。 続きまして、次に、放課後児童クラブの運営体制はどのような方法で行っているか、お伺いします。
坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	「議長」 「坂本町長」 運営につきましては、平日は放課後開始から午後 6 時まで、長期休業中は午前 8 時から午後 6 時まで、土日、国民の祝日、年末年始及びお盆期間を除く、年間約 250 日稼働をしております。 職員につきましては、有資格者である放課後児童支援員を 2 名、補助員を 1 名配置しておりますが、夏季、冬季休業中につきましては、就労時間も長く、長期間となるため 1 名から 2 名の補助員を増員して

		運営しております。 事業に係る予算につきましては、人件費や研修等に参加する旅費、消耗品等の需用費のほか、万が一の時の見舞金保険や東小学校から参加する児童をクラブまで送るための委託料等、計 3 7 5 万 8 千円を予算化し、その財源につきましては、県補助金の隣保館運営費等補助金のうち、地域交流促進事業分 4 1 万 3 千円と、保護者負担金 4 8 万 2 千円、一般財源 2 8 6 万 3 千円を充当しております。 以上です。
6 番 山 石	「議長」	
議 長	「山石議員」	
6 番 山 石	放課後児童クラブで子どもたちはどのように過ごしているのですか。また、放課後児童クラブは、規約や規則に基づいて運営しているのですか、お尋ねいたします。	
坂 本 町 長	「議長」	
議 長	「坂本町長」	
坂 本 町 長	はい。	
	平日ですね、クラブの過ごし方は、小学校の授業が終わる午後 3 時ぐらいから、西小学校の児童は集団下校により徒歩で、東小学校の児童は委託している業者により車で施設に参ります。 到着後は、各自で与えられた宿題を自習するほか、児童の自主性を育て、児童自らが話し合い、より良いクラブにするために、子ども会議を開催いたしまして、クラブでのルールや役割分担について考える時間を設けて、年齢の異なる集団で、遊び学ぶことにより、適切な人間関係の形成を図ることをしております。また夏休み等長期休暇中には、様々な行事を企画をいたしまして、楽しみながら過ごせる工夫をしておるところでございます。 なお、放課後児童クラブは、松野町放課後児童クラブ事業実施規定を制定し、それに基づいて施設の運営を行っております。 以上です。	

6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	次に放課後児童クラブでトラブルなど、問題が発生した場合の解決策や対応方法について、お考えをお伺いいたします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	多様化した家庭環境でありますとか教育方針、児童の特性等により、利用される全ての御家庭の皆様に、全て御満足いただけるクラブの運営は、現実的には大変困難なものとなっております。 集団生活を行う上での基本的なルールを守りながら、できることについては可能な限り対応し、できない場合は、その理由について十分に説明することで、児童や保護者に理解していただけるように努めております。 また、保護者会を年2回開催をいたしまして、御意見を伺いながら、保護者とのコンセンサスが得られるように心がけ、各小学校と家庭とクラブの3者が強い連携のもと、児童を安心安全に見守ることができるような体制づくりを目指したいと考えております。 以上です。
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	経験からちょっと申させてもらうんですが、トラブルはできるだけ早期にその場で解決するのが一番だと思います。
	役場には生活相談者がおりますので、そこに相談するのも1つの方法ではないかと思います。 次に今回新たに整備される放課後児童センターの運営体制などについて説明願います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」

坂 本 町 長 6 番 山 石 議 長 6 番 山 石 坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	はい。 新しいクラブの運営体制につきましては、現在職員3名のうち、退職予定者が1名、それから森の国ふれあいセンターに残って勤務する職員が1名、計2名いるため、移転後の児童クラブの有資格者が不足することとなります。 そのため、本年度の認定資格研修の参加条件を有する人材の確保が最優先課題となっておりましたが、関係機関の協力を得て、適任者を確保することができました。 今後は先般議決いただいた工事の円滑な遂行と支援員資格の取得、新施設の備品などの整備を同時に進めながら、新年度の開所に向けた準備を進めて参りたいと考えております。 また、これまではふれあいセンターに併設する形で行っていたため、児童クラブ単独での施設維持費等の経費は計上しておりませんが、施設完成後は、単独施設費等の全ての経費について、新たに計上することとなります。財源についても、これまでの隣保館運営費等補助金から、放課後児童健全育成事業補助金を活用することとなります。つきましては、早急に制度を精査いたしまして、より有利な財源の確保と適切な予算計上に努めて参りたいと考えております。 以上です。 「議長」 「山石議員」 補助金や経費についてはよく分かりました。 指導者は保育士や教員免許を持つ方、児童指導員など、専門資格を持つ人が携わるのですか、お伺いいたします。 「議長」 「坂本町長」 はい。 放課後児童クラブを運営するためには、先ほど申し上げましたように、放課後児童支援員を配置することが放課児童健全育成事業の設備
---	---

	及び運営に関する基準に定められておりまして、この認定資格を得るための研修を受講できるその資格はですね、今ほどありました保育士、社会福祉士、2年以上の児童福祉事業の従事者、教職員免許取得者等でありまして、支援員としての必要な知識及び技能を習得する研修を受講することでこの資格が認定をされます。 現在の施設におきましては、2名の資格者を配置して事業を実施しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、移転に伴い欠員となるため、新たな資格者を確保する予定でございます。 以上です。
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。今の説明で指導者についてはよく分かりました。
	今までの放課後児童クラブでは徒歩で移動していましたが、新しく開設されたところは、徒歩の移動がなくなったので事件事故の心配がなくなり、安心安全になったと思います。 そういうことで、以上で放課後児童クラブについての質問はこれで終わります。 続きまして、通告第2問の地域公共交通の充実についてお尋ねします。 松野町は中山間地域で人口の減少と高齢化が進んでおり、利用者の減少が、公共交通機関の収益性を低下させています。 また、高齢者は、運転免許証を返納する傾向にあり、公共交通機関への依存度が高くなっている一方で、サービスの提供が困難になっている状況があります。 そこで地方公共交通網の現状について、現在、松野町における地域公共交通網はどのような仕組みで、また地域公共交通網の利用促進の対策はどのように展開しているのかお伺いいたします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」

坂 本 町 長	はい。 それでは地域公共交通の現状について答弁をいたします。 本町における地域公共交通としては、幹線と支線の２つに大別をされます。このうち、他市町と連絡する幹線については、ＪＲ予土線の上り下りそれぞれ８便が運行されているほか、宇和島自動車の路線バスが上り８便、下り９便運行されております。 次に支線につきましては、平成１６年から運行をしております町営のコミュニティバスがその役割を担っておりまして、運行路線としては、目黒循環線と蕨奥循環線が１日５便、上家地線が１日３便、葛川線が１日２便、日曜祝日を除き運行をしております。 なお本町では、地域公共交通の利用促進とともに、高齢者の交通事故の防止、交通弱者の移動手段の確保のために、４つの施策を展開をしております。 １つ目は、免許証を自主返納された６５歳以上の高齢者に、コミュニティバスの無料利用券とぽっぽ温泉の半額券を発行しております。 ２つ目に、免許証の発行を受けていないなどの一定要件を満たしている６５歳以上の方に、タクシーの半額利用券を交付しております。 ３つ目に、通学手段に鉄道や路線バスを利用している高校生等の世帯に対し、通学定期券購入費の４分の３を補助をしております。 ４つ目に、不妊治療や妊娠、出産時の健康診査や出産時の通院、乳幼児の入院等の医療機関を受診する際の交通費を助成する施策があります。 以上です。
6 番 山 石 議 長	「議長」 「山石議員」
6 番 山 石	よく分かりました。 それでは、昨年１２月の一般質問で、デマンドタクシーの実証実験について質問いたしました。その時の答弁で、タクシーを呼ぶ仕組みが分かりにくい、特にスマートフォンのアプリが使えない、１９０ヶ

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	所の乗降所は分かりにくい、という意見があり、実証実験したオンデマンドタクシーが地域に馴染まなかったという結果でした。これらの問題点を分析、解決するということだったのですが、どのような分析結果だったのかお聞かせください。 「議長」 「坂本町長」 はい。
	このデマンド型交通の実証実験、令和5年8月から12月にかけて実施をいたしました。その結果をですね、関係機関や事業者等と分析をしまして、実装に向けての課題を明確化して参りました。 分析結果を総じて申し上げますと、実証実験による利用者数は少なかった、これが事実であります。その利便性を実感された方は、何度も利用されているなどデマンド型交通、いわゆる乗り合いタクシーのニーズ、利用価値は、私は確実にあるというふうに思っております。 また、実証事業による得られた実績や知見としては、予約受け付けは、町外の受け付けセンターではなくて、町内に電話受け付けを置くことが望ましい。また、乗降場所は、より具体的な名称や目的地がいい、事前に乗りたい時間で予約を受け付けて欲しいなどの要望が上がっております。 そのほかにも、新しいシステムを導入する際には、十分に事前周知をすること、町外が目的地の場合もあるので、JRやバスへのアクセスを考慮すること、松野町に合ったシステムの導入や構築を検討すること、などの意見が得られました。 これらをしっかりと活かしてですね、新しい地域公共交通網デマンドを含めて構築をして参りたいというふうに考えております。
6 番 山 石 議 長 6 番 山 石	「議長」 「山石議員」 はい。よく分かりました。 コミュニティバスは特に奥野川目黒地域などはバス停が遠い、また

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	便が少ないなど、困っている人がたくさんおりますので、是非ともデマンドタクシーの導入を前向きで検討してください。 よろしく願いいたします。 次に、地方公共交通に対する住民のニーズについて、令和５年度には松野町地域公共交通計画が策定されたと思うのですが、計画策定の際に住民アンケートを行いましたか、そのアンケートの結果を踏まえて、今後の地域公共交通手段はどのような方向で考えておられますか、お聞かせください。 「議長」 「坂本町長」 はい。 令和５年度に策定しました松野町地域公共交通計画、この基礎データとして、令和４年１０月から１１月にかけて、１０００世帯にアンケートを配布し、３９６世帯、６６６人から回答をいただきました。 そのアンケートの集計結果は、町の公式ホームページで公開しておりますが、主な意見を抜粋してみますと、運転免許証を持っていない方が２５．１％、送迎をお願いできる人がいる方が７９．６％、いない人が１６．７％、コミバスを利用したことがない方が７５．４％、最寄りのバス停まで１人で行けない方が１０．４％となっております。また、今後の公共交通について、新しい公共交通の導入を希望するという方が２９．６％、コミバスの本数を変える、これが１１．６％などの回答を得ています。 これらのアンケートの結果等から、移動に困難を感じている方への対応が必要であるということ、交通空白地帯のラストワンマイル対策が必要であること、より利便性の高い公共交通手段が求められていることなど、検討結果として認識をしております。 このことを踏まえまして、今後の松野町の公共交通のあり方について、早急に対応していきたいと考えております。 以上です。
---	--

6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。分かりました。
	答弁の中でラストワンマイルという言葉が出てきましたが、もう少し分かりやすく説明してください。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	ラストワンマイルの意味ですが、移動する際、公共交通機関の駅やバス停から、最終目的地であります病院や商店、役場、自宅などへの移動を意味している交通用語です。松野町においてのラストワンマイル問題は、ＪＲや路線バス、コミバスの駅や停留所から目的地までの距離が１キロから１．５キロあり、その間を移動する手段がなかったり、移動することが困難であったりすることを意味しています。
	以上です。
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。よく分かりました。
	せっかくアンケートをとったのですから、できるだけ速やかに対応をお願いいたします。
	次に現状の課題整理と目指す地域公共交通網について、これまでコミュニティバスを運行してきて、また住民アンケートなどを踏まえて、今後の松野町の公共交通のあり方について、現時点でどのように整理されて、どういう方向付けされているのかお伺いいたします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	地域公共交通の今後の目指す方向性ということでございますが、本町でコミュニティバスの運行を始めてから２０年が経ちました。コロ

	ナ禍で一時、減少がありましたが、大体年間 8 千人から 1 万人のお客様に御利用いただいております。また先にも述べましたが、アンケートも実施をいたしまして、その結果もいただきました。 その集計、分析結果によると、コミバスの運行本数が少ないでありますとか、利用したい時間に運行していない、バス停に行くのが大変、そもそもその地域にコミバスが走っていないなどの意見が上がっております。 このことを踏まえまして、現時点においては、コミバスの運行改善や、新たな交通手段としてのデマンド型交通の導入、コミバスとデマンド型交通の併用など、それぞれの持つ長所短所を分析しながら、ベストな組み合わせを見出そうと考えております。 その中で、本町が目指す今後の地域公共交通の方針として、5 つのテーマを設定をしております。 1 つ目は、定時定路線のコミバス運行とデマンド型交通の双方に利点と欠点があるので、利点を最大化させる公共交通網の構築を目指すこと。これがまず 1 点目です。 2 つ目は、幹線である J R 路線や宇和島自動車との連携を円滑にして、町外への移動ニーズにしっかりと対応すること。 それから 3 つ目は移動ニーズのボリュームや地域特性に親和性の高い運行管理システムの構築を目指すこと。 そして 4 つ目には、公共交通に関わる人材不足の補完としまして、日本版ライドシェアについて、研究検討をすること。 最後 5 つ目に、地域公共交通網の利便性構造により、ラストワンマイルへの対応や新たな移動需要の掘り起こしを行い、これをもって地域経済を活性化していこう。 その 5 つのテーマを設定をしております。
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。

	地域公共交通網のあり方の方針で5つを挙げられておりますが、いつから実現されるお考えですか、教えてください。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	令和7年10月を、新たな公共交通網のスタートの目標としております。そこから逆算をしてですね、関係機関や団体、住民代表等で協議をする場で合意形成を図り、松野町地域公共交通会議で議決を経て、国土交通省愛媛陸運局で承認をいただくプロセスを踏みながら、新たな地域公共交通網を構築していくこととしております。
	以上です。
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	次に、新たな地域公共交通網に向けた検討体制について伺います。
	これから地域公共交通網の再構築に取り組まれると思いますが、どのような体制で検討し、実装に向けて取り組まれているのか。
	昨年12月に実証実験についての質問をした際、県の方が予算化していたので、町として負担はなかったが、実際にそのまま引き継ぐこととなるとアプリの運用費、コールセンターの運用費など、非常に高額な経費がかかると思われるので、このままの形で町が引き継ぐことは考えていないとの回答でした。
	そこで、住民参加型の移動手段の開発が必要で、住民のニーズを反映したサービスの構築が求められます。地域の特性やニーズを考慮した柔軟で持続可能な交通サービスの導入が必要です。
	今、町にはアプリを作成した経験者がいるということなので、自治体や地域住民、運送会社など、連携してチームを結成し、アプリを作成されるお考えはありますか。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」

坂 本 町 長	はい。 それではまずはじめにですね、地域公共交通網の構築に向けた検討体制、これにつきまして御報告をいたします。 まず安心して豊かな生活を送れるまちを実現するためには、住む場所や年齢、障がいの有無などに関係なく、観光客を含めて、誰もが安心して移動できる地域公共交通網を確保する必要があります。 このため、松野町の特性を踏まえ適切な運行内容やレベル等を検討し、松野町に合った公共交通網の提供を行うため、先ほど申し上げましたように、コミバスやデマンド型交通、日本版ライドシェアなど多様な手段を住民、交通事業者、行政が一体となって検討する必要があると考えております。 この策定方法なんですが具体的に、２段階の検討を進めて参りたいと思います。 まず、役場内の企画、観光、福祉、医療、教育等の職員によりまして、様々な情報収集や検討原案を協議するワーキングチームを組織したいと考えております。そして、ワーキングチームで作成した検討原案をもとに、行政や関係機関、団体、交通事業者、利用者の代表者等が参画したプロジェクトチームを組織して、新たな公共交通網をみんな考えて、みんなで作ることで、利便性の向上を目指したいと考えております。また新たな公共交通網を構築し、移動ニーズの利便性向上を図るには、行政だけで考えるのではなくて、また外部の交通機関の専門家に任せっきりでも、これはいけないと思います。 そこで先にも述べたように、行政や関係機関、団体、交通事業者、利用者の代表等をみんなが参画したプロジェクトチームを組織し、みんな考え、みんなで作りが肝要だと思います。 そのチームの中の人材のスキルやノウハウで新たな公共交通網の予約や手配ができるアプリを開発ができるのであれば、議員御指摘の可能性はゼロではないと考えております。 ただし、新たな公共交通網の導入には、ある程度ゴールといいます
---------	--

		か、開始の期限を設けたいと考えております。アプリの開発には、膨大な時間と労力を有すると聞き及んでいます。
		人的資源を生かしたアプリ開発の可能性と、時間的制限を調整しながら、最適解を求めながら、住民の皆様にとってより良い地域公共交通網の構築を目指して参りたいと思います。
		以上です。
6 番 山 石	「議長」	
議	「山石議員」	
6 番 山 石	今、答弁にありましたプロジェクトチームについて、いつからスタートさせるお考えですか、具体的な考えをお聞かせください。	
坂 本 町 長	「議長」	
議	「坂本町長」	
坂 本 町 長	はい。まずプロジェクトチーム、それから、行政の中で具体的に準備をするワーキングチーム、この２段階で検討を進めるように考えておりますが、いずれも１０月中にはスタートできるように今準備を進めているところでございます。	
6 番 山 石	「議長」	
議	「山石議員」	
6 番 山 石	はい。分かりました。	
	アプリを作成すれば先進事例にもなりますので、是非前向きにお考えください。よろしくお願いいたします。	
	以上で、地域公共交通の充実についての質問を終わります。	
	続きまして、通告第３問、河後森城についてお伺いいたします。	
	河後森城跡の今後の活用についてお伺いします。	
	河後森城跡は、昭和６３年から発掘調査を実施され、平成９年に国史跡指定を受けております。その間、３０年余りの発掘調査の結果、城郭や曲輪、当時の生活実態、薪能、お茶会などが判明しております。	
	河後森城跡は、伊予国と土佐国の境目の城として、地方の軍事や政治上、重要な役割を果たした貴重な遺跡ということですが、今後どの	

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	ように活用されるのか、お考えを尋ねます。 「議長」 「坂本町長」 河後森城につきましては、平成９年に国の史跡として指定を受けて以降、平成１１年度に保存整備基本計画を策定しまして、これまでに史跡公園としての整備を目的とした環境整備事業を進めて参りました。 当初の計画では、１２年間の期間と総事業費３億４千万円を組んで事業に着手しましたが、そもそも史跡の整備というものは、学術的な発掘調査、成果の分析に基づくこと、そして設計施工も地下に眠る遺跡の保存を前提として行われるという性質であることから、想定以上の時間と経費を要しまして、ちょうど昨年度、第１期整備事業が完了に至ったところでございます。 結果的にはですね、期間は２５年間、事業費にはおよそ４億１千万円を要しましたが、この中には、緊急的な災害対応も含まれております。主な財源内訳は、国庫補助が２分の１、県補助が６分の１で、残り一般財源や起債を充てる形で実施いたしました。ただし、県の補助金につきましては、県の財政的な事情から事業途中で打ち切りとなっております。 なお今後につきましては、まずは長年に行って実施してきた発掘調査の成果をまとめた報告書の作成、そして文化財保護法に定める史跡の保存活用計画の作成が必要となっており、この作業を経て、第２期整備の検討に移る予定であります。その中では、これまでの活用実績に基づく、各表示施設の見直し、ガイダンス施設の整備、間伐による景観整備の継続などを主な検討課題として考えております。 また先ほど申し上げましたように、第１期整備を完了した河後森城ですが、これまでの事業に並行して、皆さんにも史跡に足を運んでいただく、また文化財としての価値を知っていただくための様々な活用方策も展開しております。
---	--

		広報誌やホームページへの情報掲載をはじめ、現地見学会などの開催、また史跡の本質的な価値を理解していただくため、当時の城の利用が体験できるような戦いや暮らしに関わる各種体験学習会の開催、不器男記念館での出土品の展示、学校教育の授業での活用などを中心に行っております。 更に、歴史的な側面以外にも、史跡の特徴的な自然、例えば自生するツツジの開花やモミジの紅葉など楽しんでいただくための植生マップづくりや、城内の構造や外からの景観を把握できるようにするための間伐作業も現在進めているところでございます。 そして近年は、続日本百名城に認定されたことによることから、関東や関西方面を中心に日本全国から、また外国人の方々の来場者が増加する傾向にありまして、名城スタンプの設置や御城印、お城の印です、その販売なども行っているところであります。 今後も、このような多様なニーズに応じた活用事業の実施をとおして、まずは史跡の存在を知っていただく、そして、実際に足を運んでいただく、理解を深めていただくような取り組みを工夫しながら続けて参りたいと考えております。 以上です。
6 番 山 石	議 長	「議長」 「山石議員」
6 番 山 石		発掘の調査の結果、当時の生活実態が判明したことから、薪能やお茶会など、当時の生活体験のイベントが行われました。それが好評で、大変よかったという話を町の人から聞きました。 私は箱物は反対ですが、薪能などイベントを計画的に行い、貴重な遺跡とあわせて、松野町の観光の目玉としてお城を復元する考えはありますか。
坂 本 町 長	議 長	「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長		箱物についてなんですが、現在国の指定を受けている中世城郭での

		いわゆる建物の整備については、当時の写真や絵巻物等が存在しなければ、現地に復元することは大変難しい状況となっております。 現在の河後森城内の整備においては、休憩所や管理施設という位置付けの施設を除いては、上物、箱物を置かない平面表示という展示方法が中心となっておりますので、今後の第2期整備では、復元とまではいかないまでも、少しでも当時の様子が理解できる、または様々な活用に対応できる整備方法へ改善し、先ほど議員おっしゃいました、観光客の呼び込みあるいは地域の経済化に寄与できるように、考えていきたいと思っております。
6 番 山 石	「議長」	
議	「山石議員」	
6 番 山 石	分かりました。	
	復元が駄目ならそれに代わる建物を作って利用するようにしてもらいたいと思います。やっぱり人を呼ぶには、建物が必要です。しかし、お金がかかります。大洲城や伊方の亀ヶ池温泉を建てる時も寄付を募りました。 本町もクラウドファンディングを利用して寄付を募り、全国に河後森城跡の良さを発信する考えはありませんか。	
坂 本 町 長	「議長」	
議	「坂本町長」	
坂 本 町 長	はい。	
	現在第1期整備が終わってその総括をしている状況でございます。その中で、第2期整備で方向性をしっかり出して、そこでこういったものをこれから整備をしていくのか、コンセンサスを得た上で必要であれば、議員御指摘のとおり様々な財源の確保、民間からの資金提供も受けていきたいというふうに考えております。	
6 番 山 石	「議長」	
議	「山石議員」	
6 番 山 石	はい。よく分かりました。	

	次に登山道など整備について伺います。 今、登山道は荒れて、高齢者や子どもが登山できる状態ではありません。観光客を誘致しても、登山道など整備をしなければ、せっかく貴重な遺跡があってもそれを利用することはできません。 山城の会が中心となって、町民皆で汗を流して関われば、河後森城が、より身近なものになり、四季を通じてイベントを実施して、みんなで守っていくことが大事だと思いますが、登山道の整備をされる考えはありませんか。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。登山道の整備についてですが、河後森城の登山道につきましては、史跡指定前に愛媛県が事業主体となって生活環境保全林整備事業を実施していただき、階段や案内板の設置など基本的な整備を完了し、史跡指定後は、環境整備事業の中でも随時改良を行って参りました。 ただし御指摘のとおり近年は風雨による路面荒廃や倒木被害が目立ち、実際に現在も通行禁止している区間もございます。これについては可能な限り早期の復旧を目指しております。 来訪される方々に城内を快適に巡っていただくためにも、特に主要な動線については、今後も定期的な管理を心がけて参りたいと考えております。 以上です。
6 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	はい。 松野町にはほかの市町にない貴重な中世の城跡があります。河後森城跡の歴史価値を最大限に活かして、地域観光や経済の発展に貢献するための様々な方法で活用できると思いますので、よろしく願いいたします。

		最後に、近年、松山城では土砂崩れにより災害が発生し、不幸にも亡くなられた方がありました。また宇和島城でも、落石により人家への物的被害が発生しております。補償問題になっております。河後森城でも同じようなことが発生しないとは限りません。		
		どのような対応策がされていますか、また、されるお考えですか、お聞かせください。		
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	河後森城の地質構造の把握については、本格的な調査分析までには至っておらず、危険箇所の点検は現在目視での確認に止まっている状況です。
				なお、現在行っている城内の河後森城の間伐作業は、景観の改善を主な目的としておりますが、一方では林床の照度を上げることで、下草の繁茂や土壌の改良を促し、災害に強い森づくり山づくりにも寄与するものと位置付けております。こういった自然環境の保全を進めながら、今後作成を予定している史跡の保存活用計画の中で、専門家の指導に基づく安全対策を検討して参りたいと考えております。
				以上です。
6	番	山	石	「議長」
議			長	「山石議員」
6	番	山	石	被害が発生しないよう、対策をお願いしたいと思います。
				以上で私の一般質問は終了いたします。
				ありがとうございました。
議			長	以上で、山石議員の質問を終わります。
				ここでしばらく休憩とします。(10:40)
				(休憩10:40 ～ 再開10:54)
議			長	休憩前に引き続き会議を開きます。(10:54)
				続いて、通告3番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。

3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎	時間は、答弁を含め４０分です。 山崎議員の質問を許します。 「議長３番」 「山崎議員」 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。 まず最初に、河後森城のことについて通告書に出しておいたんですけども、先ほどの山石議員の質問答弁と大分かぶりますので、一番最後に要点のみ、また再質問という形でさせていただいたらと思います。 それではまずはじめに、梅、桃のカメムシの被害の支援について質問したいと思います。 資料の方を用意してますので、ちょっと見ていただいたらと思います。 これは今年、桃農家の方から預かった写真です。桃農家の写真を、預かった写真でございます。 カメムシの被害が当初よりかなり出るんじゃないかというふうに皆さんも聞いていると思うんですけども、こういう状態の桃がいっぱいできたということでございます。 私もいろいろと調べておりますと、鳥取、梨の産地なんですけど、そこで、ある地区では平年の１３０倍以上のカメムシが発生しているというような記事も出ております。１３０倍という、どれぐらい多いカメムシが発生したかというのが分かっていただけではないかというふうに思います。 我が町においても、桃農家さんの被害は甚大であったろうというふうに思っておるんですけども、その辺の被害の状況について、担当課もしくは町として把握されているのかどうか、お伺いしたいと思います。 「議長」
--	--

議長 坂本町長	「坂本町長」 はい。 それではまずカメムシの被害状況なんですけれども、今年のカメムシの発生量は、ここ２０年ほどの間でも格段に多く、越冬したカメムシの個体数は、南予地方では例年の７倍近い数値となっております。このうち、桃や梅などの果樹等に被害を出すものとしては、チャバネアオカメムシやツヤアオカメムシなどで、これは私たちが日常生活の中でよく見かける種類のカメムシであります。 被害の状況は、桃の収穫量の比較で見ると、ＪＡの共選出荷では、例年の半分程度まで落ち込んだようです。また、虹の森公園かごもり市場の６月から７月の桃の販売額は、前年比の６６％の実績でありましたが、出荷量の減少により単価を上げた農家が多かったことから、数量的には共選出荷と同じように半減しているものと推察をしております。 梅については、農林公社での受け入れ量が例年の１０分の１程度となっていて、農家はかなりの被害を受けております。ただしこの原因はカメムシだけではなくて、暖冬により早めに開花したものの、その後の天候不順により、受粉が進まなかったことも大きく影響していると考えております。 以上です。
３番山崎議長 ３番山崎	はい。ありがとうございます。 山崎委員。 議長。 すいません。 はい。ありがとうございます。 今の答弁をお聞きすると、やっぱり半作という、半分というような状況だろうと思います。 カメムシの被害、今年度だけで終わるとは当然考えられません。今の異常気象等を踏まえた時に、このような状態が例年続くということ

	も考えられるように思います。桃農家の方で、やはりこういう被害が例年続くようだと、農業以外のもので食べていかなくちゃいけないのかなという意見もお聞きしております。 桃で食べられてる方、このままこういう桃の状態が続けば町外へも出なくちゃいけないのかな、という声もお聞きをしております。 私自身は農業自体は、自給率、そして環境の側面からしても、国または県とか自治体をとおして、しっかり守る必要があるんじゃないかというふうに考えております。 私たちは、役場職員の皆さんも含めて、例えば町長も含めて公約を実現しない、私たちもそうなんですけど、そういうことがあっても報酬は下がりません。農家にとっては一夜にして1年かけたものがパーになる。そういうようなことも、今の気候では十分あり得るんじゃないかなというふうに私は思っております。 その中でやはり一番、避けなくちゃいけないのは、これによって離農したり、また生産意欲を著しくなくしたりということが一番恐れている状況でございます。 そのことに関しまして、やはりカメムシの被害が多く出るようならば、防除の補助ですとか、防虫ネット、あとは風水害の時に著しく被害が出た時の一時的な融資制度など、そういうふうなものが、緊急事態には、そういうものが必要なのではないかというふうに考えております。 その辺のところを、お考えをお聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	カメムシ被害をはじめとするいろいろな突発的な被害に対する町の助成、それから融資制度、そういったものについてですが、防除費用、防虫ネット等の助成、緊急の融資制度、こういった御提言ですけれども、先ほど申し上げましたように、今年のカメムシの発生数は、過去に例を見ないような異常なレベルであり、もしも同程度の被害が

来年以降も続くのであれば、これは桃も梅も産地としての存続が危うくなる事態だと認識をしております。しかし、県の指導機関の見解は、来年度のカメムシの発生はかなり減少し、以降も平年と比較して、大幅な増加はないのではないかとということであり、現在もカメムシの大量発生はほとんど観測されていない状況であります。

このため、警戒を怠ることはできませんが、カメムシの発生傾向だけを注視するのではなく、近年の異常気象などの影響による病害虫の発生や発育の不全など、総合的な対策が必要であると考えております。

具体的には、突発的な病害虫被害の増加に対応するため、追加の防除対策をする時の助成、それから御指摘のありました防虫ネットを設置するなど、被害防止施設への設置の助成、更には、部会等を主体としたドローンなどによる一斉防除への助成など、こういったものを想定しておりまして、桃や梅をはじめ水稻なども視野に入れながら、松野町に合致する助成事業等の制度化を検討したいと考えております。

なお、防虫ネットによる園地の被覆につきましては、既に町内で実施されている生産者があり、今回は特に被害の防止効果がありましたが、大規模な農家の対策をそのまま公的な制度設計に落とし込むことは、費用対効果や公平性の面からも、もう少し検討すべき部分があるとも考えておりますので、県の指導機関や研究機関の助言、支援を受けながら効果を測定し、導入費用と防虫効果、作業性や持続性を勘案して、実践的な制度を設計し、農家への呼びかけをしていきたいと考えております。ただし現段階で、防虫ネットを設置したいと希望している農家もありますので、その施設整備に対応できるよう、既存助成制度の改正や現状に合致した制度運営は、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、風水害を含めた被害等による減収への補填、融資については、農家に安心して営農を継続してもらうためには必要な措置と考えております。減収補填につきましては、ＪＡなどによる既存の制度もあ

	りますが、栽培面積などの加入条件があることや、高齢を理由に加入をためらうなど、全ての農家が利用しやすい状況とは言えません。しかし、行政がその穴埋めとなる補助制度を創設運用することは、立場上、性質上大変難しい問題があるとも考えております。現実的に可能な対応は、借入資金への利子補給が想定されますが、現在の低金利下では、借入利息が直接的に経営を圧迫するものではないと考えた場合、その支援の効果も十分に検討すべきと考えております。 融資につきましても、使途が明確な場合は、有利な制度資金もありますが、運転資金の一時的な補填としての安易な借入れは難しいものがあります。そのような中、J Aグループでは、組合員の利便性、経営支援のために、広範囲な人に対応し低金利無担保でのおまかせ資金も準備しているとのことであり、行政や指導機関により、天災や病虫害被害の証明ができれば、更に金利の引き下げも相談できるとのことです。そういった資金援助は専門機関、専門窓口でありますJ Aに委ねながら、農家の状況、情報を共有しながら、細かな営農運営体制に努めていきたいと思っております。 今回のカメムシ被害で、町内の農家が様々な困難を乗り越えて、営農を維持されていることを改めて認識をいたしました。行政としましても、担い手不足、異常気象、経費高騰などの諸課題を関係機関と連携をしながら、農家とともに克服していかなければならない。それが基幹産業である農林業への行政の向き合い方であると考えておりますので、議員各位にも御理解、御協力をお願いして、答弁いたします。
3 番 山 崎	「議長」
議	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 既存の制度もあるということで少し安心したところであります。 また、カメムシについても、来年度は平年並みに落ち着くというような予想ということだったので、その点についてもちょっと安心した

	ところではございます。 ただ、融資制度についても、今ＪＡの窓口となつてつていうことだろうと思うんですけども、いざそういう困られた農家さんがおられる時には、しっかりとそういう情報を伝えていただいて、農業の生産意欲が少しでもなくならないように、そういう情報をしっかり発信していただきたいと思います。 農家、先ほど言った農家、百姓、そういう農家、百姓の苦しみっていうものが、やはり町長にしっかり分かってもらいたい。そういう気持ちに私は強いです。そしてなおかつ、百姓の収穫した時の喜びとか、そういうものも一緒に分かち合っていたいただけるような町長であつて欲しいなというふうに思っております。 その点、しっかり御留意していただいて、よろしくお願いしたいと思います。 はい。続いて次の質問に移りたいと思います。 地域おこし協力隊の定住についてということなんですけれども、資料を用意しておりますので、説明を町長なのか担当課なのか、ちょっとお願いしたいと思うんですけれども。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。私の方からその資料の御説明をいたします。 まず資料１をご覧ください。 地域おこし協力隊は、平成２６年度に初めて導入して以来、１０年が経過し、これまで２８名の隊員が着任をしまして、農林部門、観光企画部門、教育保健部門の各ミッションに取り組み、定住を目指して活動を行って参りました。 続いて資料２をご覧ください。採用した２８名のうち、活動を終えて退任した隊員は２４名で、その内訳は、農林部門１１名、観光企画部門９名、教育保健部員部門４名となっています。町内に定住した者は、退任した隊員２４名のうち７名で、任期中に取り組んだ活動をな

	りわいとした隊員や起業した隊員、団体等に就職した隊員がいます。定住率は29.2%、これは全国平均の52%と対比して下回っている状況でございます。 以上です。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。
	私もこの資料を見た時に、特に農林部門の定着が悪い。そして任期途中で退任した者も多いというふうに見たんですけども、その点、理由についてどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	まず全般的な定住率が低い状況なんですけれども、この要因として1つは、定住するための仕事の選択肢が少ないということです。地域おこし協力隊という、退任後にカフェなどを起業する事例に注目が集まりますが、全国データでは退任後に定住した隊員のうち、自分で仕事を立ち上げる、いわゆる起業ですね、これが43%に対し、既存の事業所等に就職する、いわゆる就業が37%と、ほぼ拮抗している状況です。しかし、町内にはこの就業、つまり定住するに当たり、比較的ハードルが低い就職ということの選択肢が少ない、これが定住率を低くしている要因とも考えられます。 ただし、町内に定住して、近隣市町で就業するといった事例も最近出てきており、隊員個人個人のスタイルに合わせたなりわいづくりを行政としてもバックアップしていきたいと考えています。 こういったことを少しでも定住率上げるためにですね、一番の要因はやっぱり協力隊員として思い描いていたライフプランが、実際に定住した際に、現実とマッチしなかった、いわゆるミスマッチということなんですけれども、これが定着率を下げる要因になっていると思います。

	す。これを回避するために、本町では、募集、採用時に独自の手法を取り入れておりまして、ミスマッチの無いように努めて参ります。 その1つ目としては、事前に来町することを応募の条件としておりまして、これは隊員を希望する人が、応募する前に松野町に来町をして、現役隊員と面談の上で情報や意見を交換するもので、これにより現場の生の情報を得て、赴任するかどうか判断することができます。 2つ目としては、面接試験の冒頭5分間で隊員自身にプレゼンをさせ、3年間の活動プランや定住に向けての考えを聞き審査をしております。 これらの取り組みに加え、隊員に着任した際は、行政は隊員に寄り添い、隊員の提案はできるように考え、柔軟に協力体制を運用することとしており、隊員、地域、行政が三方良しになるように今後も取り組んで参ります。 農業分野が特に少ない、定着率が低いということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、農業分野で定住ということになると自分で営農をしていかなければならない。その現実でですね、3年間の隊員の経験の中で、困難さを見つけてしまうということもございます。 ただ、農林分野農業の担い手不足というのは、本当に町で最重要課題として取り組んでいかなければならない、地域おこし協力隊は、その解決の1つの大きな選択肢になると思いますので、そういった途中で隊員が挫折をしたりあるいは定住後に、隊員の任期終了後に、農業を諦めてまた別の仕事を求めて町外に去ってしまう。そういったことが、これから少しでも少なくなるように、きめ細やかな支援をしたいと考えております。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。答弁ありがとうございます。 状況について、理由についても、ある程度把握されておるといふ

うなことだろうと思うんですけど、今町長が答弁されたことと同じような重複したことにはなるんですけども、私自身も、やはり協力隊が来てもらう時に、やりたいことと、いうものを持ってこられると思います。役場内とか受け皿となっている働く場所、そこでやらされること、そしてどうしてもやらなければいけないことっていう、そういうことに対して、やはりミスマッチ、先ほど町長がおっしゃったようなミスマッチが起こっているのではないかなというふうに考えております。

基本的に協力隊っていうのは3年後に自立するというのが大きな目的でございます。任期中にその間にしっかりとプランとか経験、またスキルアップなどが必要なんだろうと思いますが、なかなか商売人として私が考えても、3年間で自立する、並大抵のことではございません。やはり志があってこういうことやりたいと思っても、その3年後に自立というのはかなりハードルが高いというふうに私も思っていますんで、そういうことがあったとしても、できるだけ長い目で支援していただくこととか、町内にしっかり住んで、町のためにいろいろ活動してもらうということが大事だろうなというふうに思っております。

採用面接の時に松野町の地域において、その協力隊の希望者がプランを立てているようなことがあると思うんですけど、その実効性が本当に松野町に合うのかどうなのかっていうことをしっかり判断していただいて、協力隊の方の採用というのも臨むべきなのではないかなというふうにも考えておりますんで、その辺もしっかり考えた上で今後の活動をしていただけたらと思います。

松野町に来るということを決意されて、選んでいただいて松野に来てもらってます。だから、町民とすればやっぱりずっと一緒に住んで欲しいんですね。希望とすれば。やっぱその中で松野というものを好きになってもらいたい、好きなままでいてもらいたい、いろんな弊害があって、出られる方、そういう方もおられるけど、松野でやっぱり

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	嫌な思いをしたとかそういうのはやっぱり嫌なんで、しっかり松野を好きなままでいて欲しいなというふうに思っております。そういうことも踏まえて今後の活動内容を考えていただけたらと思います。 地域おこし協力隊の定住については質問を終わりたいと思います。 続きまして、商工業者向けの中小企業振興資金という貸付の融資制度があるんですけども、それについての質問に移りたいと思います。 各自治体、県内全てだろうと思いますが宇和島市、鬼北町、松野、愛南町含めて全ての自治体で中小企業振興資金という融資制度がございます。これは事業者、中小企業向けに金融機関が窓口となってお金を融資していただいて、それについて町がある程度の負担をさせていただくという制度だろうと思うんですけども、その辺について制度説明について、もしよろしかったら町長か担当課の方、ちょっと皆さん分かりにくい部分もあると思うので、説明していただけたらと思うんですが。 「議長」 「坂本町長」 はい。 中小企業振興資金でございますけれども、これは松野町中小企業振興資金融資条例に基づく融資制度でございます。町内の事業者の皆様の資金調達ニーズに応えて、企業の育成、振興を図ることを目的とする制度資金であります。 現在の利用状況は7件、融資総額3千326万円で、その内訳は、設備投資資金3件、運転資金4件となっております。 この融資の設定枠は6千万でございます。令和6年7月31日現在の融資残高が、今、1千718万8千円ありますので、差し引きの4千281万2千円が現在、融資ができる可能金額というふうになっております。 御承知のとおり町が金融機関に一定の資金を預託をいたしまして、
--	--

	その10倍の融資枠を銀行、金融機関の方で設定をしていただくという仕組みになっております。
3 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。ありがとうございました。 まだ大分余裕があるということだろうと思うんですけども、他町村、近隣町村のその制度についての内容について、ちょっと表を作ってるんで見ていただいたらというふうに思います。 松野町、宇和島市、愛南町、鬼北町、この近隣の町村で調べております。 まず注目していただきたい点なんですけれども、融資率というところ見ていただいたらと思います。我が松野町は1.8%という金利でございます。宇和島市は、長期プライムからマイナス0.3ということで今年度は、年1.5で愛南町にとっては金利がちょっと高いんですけど2%から3%、鬼北町においては、1%という金利設定でございます。 その下、利子補給なんですけど、松野町は1%の利子補給で、上限10万円となっております。宇和島市にとってはそれはなし、愛南町は、金利は2%だけど、利子補給も2%、事実上金利がかかってないという状態というのが分かると思います。鬼北町においても1%で、利子補給は1%、しかも上限は12万という数字が出ております。 もう1つ下の保証料の補給なんですけども、松野町は0.85%までしか保証料は保証しないというか、補填しないということだろうと思うんですけど、宇和島市、愛南町、鬼北町においては全額保証という結果が出ております。 で、その下なんですけど、金融機関、伊予銀行だけです。うちの取扱機関。当然ながら金融機関の支店が松野町内にあったこともございますんで、伊予銀行が窓口ということだったんだろうというふうに思います。ただ、今は近永支店と合併しております。銀行まで行こうと

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	思うと、鬼北町まで行かなければなりません。そこには愛媛銀行という地元の金融機関もございます。そういうことを鑑みた時に、やはりこの近隣の町村でも一番条件が悪いということってというのは、何とかすべきではないかなというふうに考えております。金融機関も当然複数あってもいいのじゃないかなというふうに考えておるんですが、この辺のことについて考えが、どういうふうな考えられているか、お聞きしたいと思います。 「議長」 「坂本町長」 はい。 この中小企業振興資金の見直しでございますけれども、先ほど議員使われた一覧表にありますように、本町における中小企業振興資金の融資利率は1.8%です。なお、ほかの市町につきましては、1%から3%の固定性でありますとか、長期プライムレートからマイナス3%の変動性など、様々に設定をされております。参考までに、松野町の事業者の皆様で多く活用されております、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金、通称マル経の融資率は1.45%となっております。 また、融資を受ける際の信用保証料についても、融資完済時に他市町では全額保証料が補給されることに対して、本町においては、信用保証料率が0.45%から1.66%のうち0.85%の保証料を補強することとなっており、融資利率、保証料、補給のいずれも近隣市町と比較して、条件が充実しているとは言えないところであります。 この状況を鑑みまして、本町としても、融資利率や信用保証料補給の条件拡充に向けて、金融機関や関係機関との事前協議を既に始めているところでございます。 融資利率につきましては、町と金融機関との協調融資方式となっておりますので、長期プライムレートやほかの金融商品の利率を参考にして、適正な利率への変更の協議を進めております。また、保証料補
--	--

	給など、融資条件の緩和、拡充につきましても事業者の皆様からの意見や要望を把握しながら事務協議を進めて参りたいと考えております。 更に、取り扱い店舗の拡充につきましても、金融機関、関係機関との事前協議を進めて参りたいと考えております。 以上、いずれの制度拡充につきましても、施行予定を令和7年4月よりスタートさせることを目標として協議を行い、制度設計、予算措置を進めて参ります。 最後に、本町といたしましては今後も、令和5年4月に施行した松野町中小企業・小規模企業振興基本条例に定める、事業者の皆様の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、事業者の皆様の成長発展及び地域経済の活性化を図って参る所存でありますので、議員各位におかれましては、御理解、御協力をお願いしたいと考えております。 以上です。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 来年度当初からは、そういう制度で行うということだったんでひとつ安心したところであります。 先ほど町長が言われた、マル経なんですけれども、私が調べたところによると、やっぱ中小企業振興資金の約3倍ぐらい利用者があるように思っております。先ほど言っていた金利の件とか、条件が主な理由だろうとは思いますが、私たち商売人っていうのは普段は、やはり地元の銀行とやりとりをしています。メイン口座、メインバンクっていうのは、やはり地元の金融機関の方が多いんだろうというふうに思います。そこで、私たちの金融機関と長年の取引によって信用関係を構築しているわけでございます。 国金が駄目というわけではないんですけども、普段使うところの金融機関というのは、私たちも情報をしっかり把握していただいている

	ように思います。そこで貸し付けれるということになれば、よりスムーズな、宇和島までいかななくてもいいですし、鬼北町で契約ができる、そういうメリットもあると思いますんで、この辺是非そういうことも鑑みて、来年度の事業計画、盛り込んでいただいたらというふうに思います。 商売人が元気なまちっていうのは、まちに活力があるというふうに私は思ってます、やはり商売人が元気、しっかり商売やってる、自立しているっていうことが、町自体の活性化、そのままだろうと思ってますんで、是非しっかり支援するような政策を打っていただきたいと思います。 このことについて、何か町長、一言答弁していただいたら。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	まずはですね、しっかりと、その町内の事業者の方々の資金需要でありますとか、経営状況、それを把握することが大事だと思います。 当然これは役場だけでできることはしない。商工会の事務局、更には関係する金融機関の皆様とも情報連絡、共有をしなければならないと思っております。 その中でやっぱり地元の経済ですね、それを守るためには、しっかりと地域内循環型の経済、なるべく町内で買い物をしていただく、町内の事業者を利用していただくということを、これは町民の皆さんと一緒に我々も旗を振っていかなければならないと思っています。 そういった施策も含めてですね、貴重な町内の事業者さん、商工会の会員も年々減っておりますので、商工会の体制維持のためにも取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」

3 番 山 崎 三 好 教 育 長 議 長 三 好 教 育 長	はい。 しっかり支援していくという意思表示をいただきましたので、安心をいたしました。 続きまして最後に回させていただきました河後森城の整備計画、整備について質問したいと思います。 通告書に出してる 1 番から 3 番までについては山石議員のところ で答弁いただいておりますので、4 番目の学校教育での活用ということについて御質問させていただいたらと思います。 せっかく史跡というものが町内にあるわけですから、教育面でのカリキュラムですとか、そういうものについて取り入れられているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。 「議長」 「三好教育長」 河後森城跡の学校教育での活用について説明をいたします。 現在、松野西小学校 6 年生が総合的な学習の時間を使って、「森の国山城学」を年間をとおしてやっています。 その内容は、町内の山城の様子やその要の城となる河後森城の内容について学習をした後に、戦国時代の戦いであるとか、暮らしをより深く、より実感的に理解をするために、森の国山城の会の御協力を得ながら、攻防体験や料理作り、あるいは演劇のワークショップなども行っています。 また、学習の総括として、グループごとにテーマを決めて、調べ学習を行い、その成果をまとめて、校内の学習発表会や町内外のほかの学校との交流学习で発表を行ってます。また、その発表資料については、現在、河後森城にパネルで常設の展示をしており、来訪者から、子どもの目線でまとめられていて非常に分かりやすい、という好評を得てます。 これらの学習をとおして、郷土の先人の工夫や努力、あるいは知恵、そういったものを学び取ってもらうことで、郷土に対する誇り、愛着
---	---

	の形成を図りたいと、そしてそれがひいては将来町を担う子どもの育成につながっていけばなと思っています。 以上です。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。教育長答弁ありがとうございました。 学校教育の中に取り入れて、そういうものをしっかり取り入れられて、教育面で活用されてるということでした。 そういう山城学また河後森城のことを子どもたちと一緒に勉強することによって、何かこう成果ですとか、いい方向、こういうふうになったよね、とかいう、こういう実感とかいうのは、何か感じられておられますか。 成果ですかね。はい。
三 好 教 育 長	「議長」
議 長	「三好教育長」
三 好 教 育 長	成果について、数字で表せるような客観的なデータは、残念ながら持ち合わせていませんので、私の主観でお答えをいたします。 一言で言えば、中学校卒業後、河後森城に何らかの形で関わる子どもたちが増えてきたのではないかなって印象です。 例えば、元日の朝早くから河後森城に登って初日の出を見るんだっていう高校生たち、夏祭りの花火を河後森城に上がって見るっていう卒業生、あるいは、帰省のたびに河後森城の本郭に登って手作りのおにぎりを食べながら、友達とおしゃべりをするのが帰省の楽しみだっていう、大学生の仲良し5人組、社会人になっても回数が減りましたが、どうも続けているようです。更には、松野町の歴史、文化、あるいは文化財に非常に興味があるんで、できれば将来それに関わる仕事に就きたいとうれしいことを言ってくれた大学生もいます。 これらは当然成果とは言えないんですが、何年か後、何十年か後に、彼ら、あるいは彼女たちが松野に帰ってきてくれて、河後森城の保存

3 番 山 崎 議 長	や活用に関わってくれたら、その時が本当の成果かなと、またあるいは松野に帰らなくても、町外で、町外から何らかの形で河後森に関わってくれる、そういう子どもたちに育った時に、初めて成果といえるのではないかなと思ってます。 山城学は非常に地味な取り組みですけど、そういう日が来るまで丁寧に積み重ねていきたいと思っています。 以上です。 「議長」 「山崎議員」
3 番 山 崎	ありがとうございます。 教育長は謙遜しておられましたけども、まさに私は成果だというふうに思っております。 愛町心とか郷土愛とか、そういうものに関してはものすごく育まれてるんだなというふうに思いました。是非引き続きしっかりそういう教育に入れていただいて、地元を好きになるようなことに利用、利用と言ったら失礼ですね、そういうふうにしっかりしていただいたらいうふうに思います。 最後に、町長にじゃあダイレクトな質問をしたいと思います。 河後森城とは、松野町、もしくは松野町長にとってどういうふうな物ですか。
坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	「議長」 「坂本町長」 もうあまり時間がないので、率直に言いますが、私が子どものころは、今の状況と違って、ただカブトムシやクワガタムシを取る山でした。それが、こうやってUターンをして役場に入庁して、河後森城と発掘とちょうど歴史が重複します。私にとっては、松野町が平成から令和にかけて、どんどんどんどん外から認められていく、その同じプロセスを河後森城もたどっていったんじゃないかなということです。

		要は、松野町のこの平成から今にかけての道のりを象徴するような河後森城であったのではないかな。ですから、私はこの河後森城の価値を十分にこれからも認識をして、これをしっかりと守っていく、そして皆さんにアピールをしていく、これは行政として続けていかなければならない使命だというふうに考えております。 以上です。
3 番 山 崎	議 長	「議長」
		「山崎議員」
3 番 山 崎		はい。
		そしたら最後に、まさしく町長にとっても、また町民にとっても同じような認識で、河後森城を愛せるような、そういうふうになればいいなというふうに思います。 以上で私の質問は終わります。
議 長		以上で、山崎議員の質問を終わります。
議 長		日程第4 報告第7号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町 長		「議長」
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		それでは報告第7号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」提案理由を御説明申し上げます。 本報告は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくものでありまして、同法第3条の規定により、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、また同法第22条の規定により資金不足比率を、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。 令和5年度決算における本町の健全化判断比率は、まず実質赤字比率では、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る実質収支額の合算額が対象となりますが、黒字であることから比率の算定は

なく、また、連結実質赤字比率につきましても、本町の全ての会計に係る実質収支額の合計額が黒字であることから、比率の算定はされておられません。

次に、町の経常的な年間収入のうち、借入金の返済やこれに準ずる返済に充てている割合を示す実質公債費比率は6.9%で、令和4年度の6.2%と比較しますと0.7ポイント悪化した結果となりました。

悪化の主な要因は、近年、中学校建設事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合における熱回収施設建設事業等の大型事業のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略等、地方創生に対応した各種事業の実施に伴う財源として、多額の地方債を発行しており、起債の償還金が、前年度比1千193万円2.2%増となったことなどが影響しております。

なお数値は若干悪化しているものの、この数値は、早期健全化基準であります25%以下となっており、また県内20市町のうち7番目となっております。

次に、町の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高が、町の経常的な年間収入の何年分に相当するのかを示す将来負担比率は30.1%で、これは早期健全化基準である350%以下で、令和4年度の32.9%と比較すると2.8ポイント改善をしております。県内20市町のうち、12番目となっております。

主な要因は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応地方創生臨時交付金等を活用したことなどにより財政調整基金が9千57万増加したことや市町村共済組合への退職手当に係る積立不足額3千717万円が改善されたことによるものです。

最後に、公営企業会計である簡易水道特別会計が対象となる資金不足比率は、実質収支額が黒字であり、資金不足額がないため、比率の算定はされておられません。

令和5年度決算では、いずれの指標も早期健全化基準内ではありま

	すが、今後においては、これまで以上に事業の緊急性等を考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し、理事者並びに職員が一丸となって、財政の健全化に努める所存であります。 今後とも引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます、 「健全化判断比率及び資金不足比率」の報告といたします。
議 長	これから、本報告に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第7号の報告を終わります。
議 長	日程第5 議案第40号「松野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは議案第40号「松野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づく個人番号の利用と特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるもので、今回、マイナンバーの利用範囲の拡大に向けた法改正に伴い、必要な改正を行うものであります。 よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)

議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４０号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第４０号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし）
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第４０号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員）
議	長	起立全員です。 したがって、議案第４０号「松野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第６ 議案第４１号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」及び、
議	長	日程第７ 議案第４２号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の２議案を関連がありますので一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

坂 本 町 長	それでは議案第４１号「松野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」並びに、議案第４２号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は関連がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。 議案第４１号は、健康保険証がマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行される本年１２月２日に被保険者証が廃止されることに伴い、松野町国民健康保険条例中の被保険者証の表記を削除し、関連する条文の調整を行うものです。 また、議案４２号は、前述のとおりマイナ保険証の移行に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約において使用している被保険者証等の用語を削除する改正を行うため、地方自治法第２９１条の１１の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。 今後におきましても、被保険者証の廃止及びマイナ保険証への円滑な移行について注力して参りたいと考えております。 よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから、議案第４１号及び第４２号の２議案に対して、一括して質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４１号及び第４２号の２議案は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第４１号及び議案第４２号の２議案は即決することに決定しました。 続いて、討論、採決を行います。 この討論、採決は、案件ごとに行います。

議	長	最初に、議案第４１号の討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
議	長	（反対討論　～　なし）
		次に、原案に賛成者の発言を許します。
議	長	（賛成討論　～　なし）
		討論なしと認めます。
議	長	これから、議案第４１号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
議	長	（起立　～　全員）
		起立全員です。
議	長	したがって、議案第４１号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
		次に、議案第４２号に対する討論を行います。
議	長	まず、原案に反対者の発言を許します。
		（反対討論　～　なし）
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		（賛成討論　～　なし）
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第４２号を採決します。
議	長	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		（起立　～　全員）
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第４２号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第８　議案第４３号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町議	長	「議長」
	長	「坂本町長」

坂 本 町 長	それでは議案第４３号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和６年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて関係市町と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑 ～ なし）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４３号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第４３号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし）
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４３号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員） 起立全員です。

	したがって、議案第４３号「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議 長	日程第９ 議案第４４号「動産の買入れについて」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは議案第４４号「動産の買入れについて」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、滑床ビジターセンター万年荘の整備事業の一環として、施設内の机やいす等の家具及び備品等を購入するものであります。 購入に当たり、地方自治法第９６条第１項第８号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。 契約の相手方は、公募型プロポーザル方式を実施した結果、岡山県英田郡西栗倉村坂根４３番地 株式会社ようび 代表取締役大島正幸氏となり、契約金額は、消費税込みで６９９万６千円で、納入期限は令和７年３月２７日としております。 よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
	（質疑 ～ なし）
議 長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第４４号は、即決したいと思います。
	御異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。

議	長	したがって、議案第４４号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
		討論なしと認めます。
議	長	これから、議案第４４号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第４４号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	ここでしばらく休憩します。 (１１：５３)
		(休憩１１：５３ ～ 再開１３：２８)
		休憩前に引き続き会議を開きます。 (１３：２８)
議	長	日程第１０ 議案第４５号「令和６年度松野町一般会計補正予算(第２号)」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	午前中ケーブルテレビ生中継をご覧になった方からもう少しゆっくりしゃべるようにという御指摘をいただきましたので、そのようにさせていただきます。
		議案第４５号「令和６年度松野町一般会計補正予算(第２号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
		今回提案いたします補正予算は、携帯電話の不感地域解消を目的に、目黒地区に携帯電話の基地局を整備するための経費や、地震の際の家具転倒等による被災を防止するための対策を支援する経費、令和

6年4月17日に発生した地震により被災した、町道奥野川遊鶴羽線の復旧に要する経費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。

歳入歳出予算の補正額は、4千43万5千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ46億5千785万2千円にしようとするものであります。

それでは、補正予算、歳出について御説明申し上げます。

まず人件費については、人事異動、退職、昇格、会計異動、状況変更による給料の調整などにより143万4千円を減額しております。

2款総務費では、一般管理費に、予土線をはじめとするJRの利用促進の観点から、松山方面への職員の出張においてJRの利用を推奨することに伴い、必要となる旅費100万円を追加しております。

次に、企画費では、令和6年能登半島地震により被災した珠洲市と輪島市を支援するため、ふるさと納税の代理寄附として、令和6年度に当町に寄附されたふるさと応援寄附金分の積立金83万4千円を追加するほか、令和5年度寄附分63万2千円と併せた被災地支援交付金146万6千円を追加しております。

携帯電話等エリア整備事業費では、目黒国木谷地区の携帯電話不感地域に基地局を整備し、通話可能エリアの拡大を図るための工事費など2千226万4千円を追加しております。

また、戸籍住民基本台帳費では、戸籍氏名への振り仮名の記載義務化に伴い、対象者に振り仮名の確認をするための通知を行う必要があるため、住民票のデータを連動させ、通知書に反映させるためのシステム改造費用174万9千円を追加しております。

次に、9款消防費では、災害対策費に、地震の際に家具の転倒等による被害を防止するために、家具等の固定器具の購入や設置費用に対する補助金75万円を追加しております。

これらの歳出予算に対応いたします歳入予算の主なものは、14款国庫支出金1千542万9千円、15款県支出金703万円、17款

	寄附金 8 3 万 4 千円、2 1 款町債のうち、過疎対策事業債 9 3 0 万円、災害復旧事業債を 3 2 0 万円追加する一方、交付額の確定に伴い 1 0 款普通交付税を 1 千 5 2 4 万 1 千円、1 9 款前年度繰越金を繰越額の確定に伴い 2 千 1 5 0 万 9 千円減額し、最終の財源調整として 1 8 款財政調整基金繰入金 3 千 9 8 9 万 6 千円を追加しております。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
7 番 赤 松	「議長 7 番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	1 2 ページの 2 款 1 項 1 7 目の携帯電話等のエリア整備事業についてお聞きをしたいと思います。 今回この事業費として 2 千 2 2 6 万 4 千円が計上され、その財源として、国県支出金が 1 千 2 8 6 万 6 千円、地方債、過疎債ですが、9 3 0 万円、そして一般財源が 9 万 8 千円となっておりますが、今回は町の御尽力によりまして、国県の補助金を受けて、町が事業主体で目黒の国木谷地区に、携帯電話の施設整備が実施される予算となっておりますが、本町では、平成 2 3 年に松野町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例が制定され、本事業を実施する電気通信事業者は、世帯規模に応じた事業分担金を町に支払うこととなっております。 そのような中で今回はその地元事業分担金が計上をされておられません。そこら辺の経緯を御説明願いたいと思います。 それからあわせて、整備する基地局の施設の管理運営は、どこが行い、それから経費はどのくらいで、誰が負担をしていくのか、その辺もあわせて御説明を願いたいと思います。 「議長」 「中井課長」 はい。まず 1 点目の負担金の徴収につきまして、御説明いたします。 今、赤松議員さんがおっしゃいましたように、平成 2 7 年度に小屋
中井防災安全課長	
議 長	
中井防災安全課長	

	の川で基地局を整備したのを最後に、それ以降、携帯電話の基地局整備はしておりませんが、その時までにつきましては、今おっしゃいました負担金条例に基づきまして、負担金を徴収していたところでございます。しかし、それ以降、携帯電話事業の要望につきましては、国や県への呼びかけをしておりましたが、なかなか携帯事業者の参加を得ることができませんでした。 そういったことで、今回の事業の実施に当たりましては、国や県の調整をいただいた上で、携帯事業者とも協議をさせていただいたんですが、携帯事業者としましては、今回参画する要件として、「負担金を免除して欲しい。」ということを当初、申されましたので、そのことを庁内で協議いたしまして、免除することとしておりますので、予算の方は計上しておりません。 また、施設の管理については、通信部分ですとか、あと周りの外構の管理とかいろいろございますので、そういった細かい内容につきましては、今から事業実施者と詰めた内容を進めていきたいと考えております。 以上で説明を終わります。
7 番 赤 松	「議長」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	はい。
	今の説明によりますと、その携帯電話の事業者は、たくさん数社あるわけですが、今課長が言われました協議されました事業者は、その数社も全部含めて、同じような要望ということでしょうか。 それと携帯電話業者のKDDI、楽天モバイルとかNTTとかソフトバンクとかあるわけですからえね、そこら辺も全てこの大企業が、そのように事業負担金は免除して欲しいということでしょうか。 その場合に今回の町が作っております分担金の徴収条例では、町長は、災害その他特別な事由により、必要があると認めた時は、分担金の徴収を猶予し、もしくは減額し、または免除することができるとい

	う、そういう項目がございます。ということで、そのような事業者の意見を踏まえて、町長はこの第6条に則って、今回は免除するのかもしれない今後、今後ともそのような取り扱いになるという予測でしょうか、そこら辺の考え方、町長にお聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	まずですね、今のキャリア数社ありますけれども、そのキャリアがどういうふうな考えを持っているのか、今回は実はドコモだけなんですけれども、それについて担当課長の方から御説明をいたします。
	その後、これからどうするのか、方針につきましては私の方からこの次に説明をさせていただきます。
中井防災安全課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井防災安全課長	はい。負担金の免除の件について御説明を申し上げます。
	今回の事業の実施に当たりましては、総務省の方が中心になっていただきまして、キャリアといわれます携帯事業者の方にも声掛けをいただいたところです。
	そのうち、キャリアの3社ございますが、2社につきましては、今の補助制度上ではもう事業自体が実施できないということで、参加を見送られております。そういったことで、残りの1社につきましても、参加が難しいというような状態ではあったんですが、分担金での免除など、そこら辺の配慮をしていただくようであれば、参加したいという旨の御回答をいただきましたので、そこら辺の判断を、そういった内容によりまして、今回、分担金を免除したところでございます。
	私の方からの説明は以上です。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	今、担当課長が御説明しましたとおり、今回は、国も県も本当に強い態度で、キャリアに対してこの携帯電話の不感地域の解消、取り組

	むように働きかけをしてくれたんですけれども、結果的には今のよう に、1社だけが応じてくれるということ、それも分担金を免除すれば という形で、非常に厳しいことになっております。 この制度自体がもうそのような状態なんで、これから先、継続はな かなか厳しいと思っております。 私としましては、今回、これが最後のチャンスで、補助事業でやれ る最後のチャンスということで、それであればもうやれるところであ る国木谷をやっていかうということ。ただ、次回以降は、もうこれ では、乗っていただけないのではないかとということで、当然その徴収条 例も変更しなければいけないですし、まずは、その国、県の考え方と そのキャリアの考え方、それは松野町だけではなくて、日本全体でど ういうふうこれから不感地域を解消していくのか、そのことを注視 をして、これからの携帯電話の不感地域解消に取り組んでいきたいと 思います。 まだ御承知のとおり、ほかにも民家があるところで不感地域の場所 もありますし、このような交通、道路上で不感地域も松野町には残っ ております。それを放置することは、私は行政としては、これは駄目 だと思っていますけれども、今の状態のこういった補助事業の流れの 中では、町単独でやることはできませんので、やはりこれは国、県に 強力に要請をして、また国、県からも、キャリアの方に要請をする という形を、何とか、松野町の立場でも行っていきたいというふう に思っております。 以上です。
7 番 赤 松	「議長 7 番」
議	「赤松議員」
7 番 赤 松	はい。
	今私が申し上げましたように、この分担金条例制定してから 13 年 でございます。この 13 年の間に、このように世の中の考え方とい うか、変わってきたんだなという考えいたしております。そういう中に

議 長	あって今の日常生活では、携帯電話がないというような生活は考えられません。ということで行政としても、1人でも多くの町民が、町内で携帯電話の利便性にあやかるということが、大事だと思いますので、厳しい中ではございますが、引き続き、そういう設置業者の誘致を図っていただきまして、松野町はどこへでも携帯がつながるといようなまちづくりに努めていただけたらと思います。 以上で質問を終わります。ありがとうございました。 答弁はいいですか。 町長、いいですか。
坂 本 町 長 議 長	はい。 ほかありませんか。 これで、質疑を終わります。 お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第45号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第45号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議 長	起立全員です。 したがって、議案第45号「令和6年度松野町一般会計補正予算第

議 長	2号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
	日程第11 議案第46号「令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
	町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは議案第46号「令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
	歳入歳出予算の補正額は、6千314万6千円の追加で、補正後の
	予算総額を歳入歳出それぞれ8億1千44万6千円にしようとする
	ものであります。
	歳出補正予算の内訳は、介護支援専門員の欠員による雇用などによ
	り、人件費を189万5千円を追加しております。
	5款基金積立金に、前年度繰越金を財源とする介護保険介護給付費
	準備基金積立金2千548万1千円を追加するほか、7款諸支出金
	に、前年度の国庫負担金などの精算に伴う予算措置として、介護給付
	費国庫負担金返還金2千113万8千円、介護給付費支払基金交付金
	返還金1千306万9千円など、償還金利子及び割引料に、返還金3
	千577万1千円を追加しております。
	これに対応する歳入予算としては、1款保険料38万6千円、3款
	国庫支出金64万円、5款県支出金32万円、7款一般会計繰入金5
	5万2千円のほか、8款繰越金6千124万8千円を追加しておりま
	す。
	以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上
	げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
	（質疑 ～ なし）
議 長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。

議	長	ただいま議題となっております議案第４６号は、即決したいと思いを ます。 御異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって、議案第４６号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし）
		次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
		討論なしと認めます。 これから、議案第４６号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員）
議	長	起立全員です。 したがって、議案第４６号「令和６年度松野町介護保険特別会計補 正予算第１号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１２ 認定第１号「令和５年度松野町一般会計歳入歳出決算 の認定について」以下、日程番号の順を追い、
議	長	日程第１８ 認定第７号「令和５年度松野町簡易水道事業会計決算 の認定及び剰余金の処分について」までの７議案を一括議題としま す。 決算審議の要領については、お手元に配布しております決算審議要 領のとおりです。御確認をお願いします。 それでは、まず町長に、一括して７会計の決算の提案理由の説明を 求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

坂 本 町 長	それでは認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和5年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」まで、一般会計と特別会計5会計、簡易水道事業会計合わせて7会計の決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。 これらの業務執行状況や会計証拠書類等の決算の内容につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定によりまして、監査委員の審査に付したところでございます。榎本、山田両監査委員におかれましては、去る7月1日から8月26日までの長期間にわたり、詳細かつ厳正に審査を実施いただきまして、その御尽力と御苦勞に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。 審査結果につきましては、「決算審査意見書」にまとめられておりますが、審査を通しての御意見や御指摘については、十分な精査、検討を行い、速やかに対応して参りたいと考えております。 各種施策については、「小さな町の大きな挑戦」を町政の基本方針に掲げ、「50年後、100年後も穏やかな暮らしが続いていること」、「自然や歴史、文化が次の世代に受け継がれていくこと」、「今を生きる住民が、幸せを実感できるようになること」これをまちづくりの目標として、本町が抱える様々な諸課題に全力で取り組んで参りました。 令和5年度の決算状況は、別冊決算書と主要施策の成果説明書のとおりでございますが、私からは、主な決算状況と成果を中心に御説明申し上げます。 まず、一般会計では、新庁舎及び防災拠点施設建設事業が、令和4年度の外構工事をもって全ての事業が完了したことから、決算額は減少して歳入総額41億4千869万6千292円、歳出総額40億6千540万5千128円で、差引8千329万1千164円の黒字決算であります。 それでは、ここで令和5年度の予算執行を振り返り、重点施策の主
---------	---

な成果について、一般会計を中心に御説明申し上げます。

まず、「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」では、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしと健康で自立した生活を送るための取り組みに力を入れて参りました。

特に、地域包括ケアにおける医療の中核である中央診療所は、町民にいちばん身近な医療機関として、安心して受診や入院をしていただける体制づくりに取り組んで参りました。

また、目黒・吉野・蕨生の3出張診療所については、人口減少が進む中で、出張診療所の機能を維持するよりも、中央診療所に機能を集約することで、より充実した医療が提供できると判断し、令和5年度末で廃止したところでございます。

更に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことも踏まえて、これまで継続して実施してきた健康診断の啓発に、更に力を入れて取り組むなど、町民の健康増進と福祉向上のための施策を行っております。

次に、「賑わいと活気にあふれた“森の国”」では、商工業や観光業、農林業の活性化に取り組んでおります。

まず、商工業では、新型コロナウイルス感染症や円安による物価高騰の対策として、エネルギー価格高騰対策事業や地域応援商品券配布事業を実施し、地域経済を守るための施策を実施しました。

また、観光業では、老朽化が進む森の国ぽっぽ温泉をリニューアルし、集客力の向上を図ったほか、JR予土線の存続も目的とした各種キャンペーンやイベントを開催しました。

農林業では、ゆず搾汁施設の改築工事に対して事業主体でJAえひめ南に負担金を支出したほか、森林環境譲与税を活用して町内の森林整備を推進するとともに、未来の松野町を担う子どもたちへの木育事業として、木製玩具を贈呈する取り組みを行っております。

また、これまで木質バイオマス事業に取り組んできたまきステーションが、林業事業者として事業の拡充を目指して法人格を取得、株式

会社フォレストに移行するために、出資などの支援を行っております。

次に、「安全で快適な暮らしの“森の国”」では、地域防災計画等に基づく防災体制の充実を図るとともに、地域住民や関係機関と連携しながら地域防災力の向上や防災意識の高揚に取り組んで参りました。

防災対策では、町道や橋梁の改良・修繕事業のほか、がけ崩れ防災対策事業や集落・避難路保全斜面地震対策事業などを実施し、防災機能の強化を図っております。

また、地域住民の安心・安全を守る消防団の活動に必要な消防車庫について、耐震基準を満たしていない施設の更新をするとともに、ホース乾燥柱の建設を第1分団第2部において行っております。当事業については、令和9年度まで毎年1箇所ずつ、計画的に実施していく予定でございます。

次に、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」では、子どもたちの教育環境の充実を最重要課題と位置づけ、安心して暮らし育てることのできる環境づくりに取り組んで参りました。

松野西小学校の敷地内に放課後児童センターを整備するため、体育館及び旧給食センターを解体し、外構工事の実施設計を行っております。令和6年度中の完成を目指し、現在工事を実施しているところでございます。

また、子育て世帯に対し、より一層の医療費負担の軽減を図り、子育て支援の更なる充実を図るため、10歳から15歳までとされていた医療費助成を18歳までに補助を拡充しております。

そして、社会教育の推進という面では、地域コミュニティの中心として築48年が経過した吉野生地区公民館を建て替えをいたしました。今後は吉野生交流促進センターと共に、吉野生地区の中心施設として利活用の推進を図り、地域の活性化に取り組んで参ります。

最後に「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」では、まずは事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、危機感を持った財政運営に徹

し、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めて参りました。

中でも、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指し、愛媛県や他の市町、民間事業所と連携し、DX推進にも取り組んでおります。DXは、人口減少社会の中で豊かな自治体運営を行うためには必要不可欠な施策であり、今後も積極的に取り組んで参る所存でございます。

以上、重点施策を中心に主な施策の成果について御説明を申し上げます。

続いて、特別会計の決算状況について概略を御説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計は、歳入総額5億2千955万8千348円に対し、歳出総額5億928万3千897円で、差引2千27万4千451円の黒字となり、国民健康保険中央診療所特別会計は、歳入総額3億101万8千429円、歳出総額2億9千253万4千865円で、差引848万3千564円の黒字であります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額231万6千411円に対し、歳出総額3千801万6千643円で、平成19年度からの累積赤字もあり、貸付金の収入額が公債費の返済額に達しなかったことから、3千570万232円の赤字決算となりました。

長期にわたって懸案となっている貸付金の未収問題につきましては、根本的な解決に至らず誠に申し訳なくお詫びを申し上げます。引き続き粘り強く滞納整理に取り組むとともに、関係機関の指導を受けながら、今後の方向性を検討して参ります。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額7億5千496万5千775円に対し、歳出総額6億9千371万6千292円で、差引6千124万9千483円の黒字、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入総額7千420万7千288円に対し、歳出総額7千252万7千141円で、差引168万147円の黒字決算となっております。

以上が、特別会計の説明であります。

議 長 久保田会計管理者 議 長 久保田会計管理者	次に、簡易水道事業会計の決算状況について概略を御説明申し上げます。 簡易水道事業会計は、令和５年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に移行しております。 収支状況は、収益的収支の収入が、１億６３８万７千５７９円に対し、支出が９千２２８万４千１１７円、資本的収支の収入が１千３１８万４５０円に対し、支出は２千７９５万９千１４６円で、当年度純利益は、１千３６７万５千８２７円となっております。 利益剰余金の処分につきましては、建設改良積立金に１千万円を積み立てし、処分後残高３６７万５千８２７円は、翌年度に繰り越することとしております。 以上が、事業会計の説明でございます。 今後も全職員が一丸となり、限られた財源をより有効に活用するとともに、行財政改革を徹底し、財政健全化に取り組んで参る所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。 なお、全会計の詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。 よろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。 町長の提案理由の説明が終わりました。 続いて、会計管理者兼出納室長から７会計全てにわたり、総括説明を受けることにします。 「議長」 「久保田会計管理者兼出納室長」 令和５年度の全会計における歳入歳出総括についての概要を、主要施策成果説明書により御説明申し上げます。 １ページを開いてください。 この表は、一般会計並びに特別会計を合わせた全６会計の決算総括
---	--

であります。令和５年度の全会計の合計決算額、歳入５８億１千７６万２千５４３円、歳出５６億７千１４８万３千９６６円、差引１億３千９２７万８千５７７円の決算で、予算額に対する執行率は、歳入が９５．２％、歳出は９２．９％となっております。

各会計別の内容について御説明申し上げます。

２ページを開いてください。

この表は、会計別決算状況一覧で、前年度と比較をしながら、各会計の歳入、歳出、差引及び収支内容についてまとめたものであります。

上段より一般会計ですが、令和５年度の歳入決算額、４１億４千８６９万６千２９２円、歳出総額４０億６千５４０万５千１２８円であります。差引額８千２２９万１千１６４円となり、翌年度に繰り越すべき財源、差し引いた実質収支額は８千４９万１千１６４円となります。

実質収支額から前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、マイナス９千６８０万８千３８７円となり、財政調整基金として９千５７万４千６２９円を積み立て、実質単年度収支はマイナス６２３万３千７５８円となります。

なお、財政調整基金の年度末残高は１１億９千１６２万８千５３９円であり、積立分が主な増額の要因となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入５億２千９５５万８千３４８円、歳出５億９２８万３千８９７円、差引並びに実質収支額は２千２７万４千４５１円で、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支はマイナス１千８４９万８千３１円となり、国民健康保険財政調整基金を１千９４２万８千６５４円積立てたことにより、実質単年度収支は９３万６２３円となります。

次に、中央診療所特別会計は、歳入３億１０１万８千４２９円、歳出２億９千２５３万４千８６５円、差引並びに実質収支額は８４８万３千５６４円で、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、４６０万６千９１円となります。

次に、簡易水道特別会計は、令和５年度より公営企業会計に移行いたしましたので、後程説明をいたします。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計については、歳入２３１万６千４１１円に対し、歳出は３千８０１万６千６４３円で、差引及び実質収支額は３千５７０万２３２円のマイナスとなり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は、２１４万１千４１１円となります。

次に、介護保険特別会計は、歳入７億５千４９６万５千７７５円、歳出６億９千３７１万６千２９２円で、差引並びに実質収支額は、６千１２４万９千４８３円、前年度実質繰越金を差し引き、基金の積立て及び取崩しにより、実質単年度収支は、２千５８万５千４１４円となります。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入７千４２０万７千２８８円、歳出７千２５２万７千１４１円で、差引及び実質収支額は１６８万１４７円となり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は、４万３千６９２円となります。

以上、一般会計並びに特別会計を合わせた全６会計の合計では、２ページの上段、歳入５８億１千７６万２千５４３円、歳出５６億７千１４８万３千９６６円、差引１億３千９２７万８千５７７円であり、翌年度に繰り越すべき財源及び前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支については、マイナス９千８９４万４千７４３円、財政調整基金等増減分を加味した実質単年度収支は、２千２０７万３千４７３円となります。

次に、令和５年度より公営企業会計に移行いたしました簡易水道事業について、まず第３条決算です。収益的収入及び支出の部の収入１億６３８万７千５７９円、支出９千２２８万４千１１７円。

第４条決算として、資本的収入及び支出の部の収入１千３１８万４５０円、支出２千７９５万９千１４６円。

収入決算額１億１千９５６万８千２９円、支出決算額１億２千４３

万3千263円となります。

簡易水道事業の決算状況として、損益計算書を御説明いたします。

事業収益9千797万1千939円で、これに対する事業費用8千429万6千112円。

貸借対照表の資産合計7億6千313万1千227円から、負債合計3億8千836万6千363円、及び資本金3億6千108万7千81円、資本剰余金を差し引いた利益剰余金は、損益計算書の純損益額と同額の1千367万5千827万円となり、利益剰余金のうち1千万円を建設改良積立金として積み立てることとしております。

4ページを開いてください。

上段の表、一般会計の歳入における款ごとの決算状況であり、予算現額の項目から、予算現額と収入済みとの比較まで各項目を掲載しております。

この中で、歳入未済額の合計2千17万6千408円については、町民税、固定資産税、軽自動車税と住宅管理使用料の未収分となっております。

下段の歳出につきましては、款ごとに予算現額項目から予算現額と支出済額との比較までの各項目を掲載しております。

また右側の円グラフについては、歳入及び歳出の款ごとの占める割合を示していますので、あわせてお目通しをいただきたいと存じます。

5ページを開いてください。

この表は、一般会計における歳出の款及び施設ごとの決算状況であります。

前年と比較して、増減率が5%以上又は増減額が500万円以上の主な項目として、プラスになった節は、2節給料、7節報償費、8節旅費、9節交際費、13節使用料及び賃借料、18節負担金補助交付金、22節償還利子及び割引料、23節投資及び出資金、24節積立金、27節繰出金の9つの項目であり、またマイナスに転じた節は、

10節需用費、11節役務費、12節委託料、14節工事請負費、16節公有財産購入費、17節備品購入費、26節公課費の7つの項目になっております。

6ページからは、地方債現在高を、起債対象事業については7ページから9ページに地方債発行一覧として掲載しております。

続いて10ページから11ページには参考として、過去10年間の会計ごとの決算状況を掲載していますので、これについてもお目通しいただきたいと存じます。

12ページをお開きください。

この表は月別の収支一覧であり、一般会計並びに特別会計を合わせた全6会計の令和5年4月から出納整理期間の翌年5月まで、月ごとの収入額及び支出額について掲載しております。

収入の多い月については、交付税の受け入れや起債の借入れが主なものであり、支出の多い月については、起債の償還や各事業の支払いが主なものとなっております。

13ページを開いてください。

上段に一時借入金の状況を掲載していますが、5年度の借入実績はございません。

下段に基金の繰替運用については、一時的な歳計現金の不足時に対応するもので、5年度は7件、金額にして延べ12億9千800万円を基金会計から一般会計に繰替えて運用をしております。

14ページを開いてください。

14ページから15ページは、定額資金運用資金の運用状況であり、内容に増減があったものについて説明いたします。

1の愛媛県収入証紙購入基金は、基金総額50万円を運用するもので、増減分それぞれ67万972円の収入証紙を取り扱っております。

15ページを開いてください。

4の肉用牛貸付に係る基金は、利息分24円を積み立てています。

議 長 榎本代表監査委員 議 長 榎本代表監査委員	16ページ以降につきましては、1款議会費から款項目順に、決算成果及び実績について掲載しております。内容につきましては、所管の委員会においてそれぞれ担当課より御説明申し上げます。 以上、総括説明を終わります。 よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。 全会計にわたる、会計管理者兼出納室長の説明が終わりました。 続いて、代表監査委員から、決算審査の報告を受けることにします。 「議長」 「榎本代表監査委員」 それでは、議長のお許しをいただきましたので、地方自治法の規定によりまして、令和5年度松野町一般会計決算書及び特別会計、公営企業会計、並びに基金の運用状況につきまして、山田監査委員とともに審査をいたしましたので御報告をいたします。 時間の都合もございますので、審査意見書の30ページから記載しておりますむすびの主な要点等を朗読し、御報告にかえさせていただきます。 なお、先刻の町長、会計管理者との御説明と重複する点多々あるかと思われませんが、よろしくお願いをしたらと思います。 新型コロナウイルスの分類移行を受け社会経済活動の正常化が進み、景気は総じて緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、ロシア、ウクライナ情勢は収束の気配を見せず、新たに中東地域での紛争が起こり、地政学リスクの高まりとともに先行き不透明な状況が続いております。世界中で猛暑や豪雨などの異常気象に加え、年初の能登半島地震、更に南海トラフ臨時情報が発表され、巨大地震発生の懸念などが、持続可能社会への対応は待ったなしの状況であります。 そうした中で、効率的できめ細かな行政サービスのできる新庁舎を核といたしまして、第二次森の国まつのまち・ひと・しごと創生総合戦略などに位置付けられました各種事業を展開され、人口、経済、地域社会の課題に対しまして、一体的・持続的に取り組まれて、災害発
---	--

生に備えた防災減災対策、自治コミュニティの支援、農林業や商工業、観光業の活性化、移住定住の促進、健康福祉、子育て支援、ICT教育の充実など、地方創生と町が抱える懸案事項への対処がなされているところであります。

令和5年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、会計管理者所管の関係諸帳票につきましては、厳正に経理をされ正確であることを確認をいたしました。

一般会計の歳入総額は41億4千869万6千292円で、歳出総額につきましては40億6千540万5千128円、差し引き残高は8千329万1千164円となっております。これを前年度と比較いたしますと1億885万387円、率にいたしまして56.7%の減となっております。単年度収支につきましては、9千680万8千387円の赤字決算となり、実質単年度収支につきましても、623万3千758円の赤字となっております。

歳入では、町税が2億8千878万5千696円徴収をされております。

町税全体の滞納繰越額につきましては、873万8千904円となっております。愛媛地方税滞納整理機構など関係機関との連携によりまして、滞納解消に向けた取り組みを継続されたいものでございます。

地方交付税につきましては、公債費算入額が増加したほか、地域デジタル社会推進費、地域社会再生事業費が継続して措置されたことによりまして、前年度比1千704万1千円の増となっております。

町債につきましては、新庁舎建設事業が完了したため、公共施設等適正管理推進事業債などが減少したことなどによりまして、起債発行額につきましては、前年度比1億3千31万6千円減の6億3千642万7千円となっているところでございます。

歳出につきましては、予算執行率94.5%で、不用額が1億3千868万2千216円生じておりまして、その主なものといたしまし

て、民生費の新型コロナウイルス感染症検査費用補助金、そういったことをはじめとしまして、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費などの各事業でございます。

相対的に言えますことは、入札執行に伴う経費の抑制や新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによりまして、各事業等が実施ができ、前年度より不用額は減少しておる状況ではないかと思っております。

歳出構成につきましては、公債費5億4千872万2千円をはじめとしまして、人件費や扶助費の義務的経費が15億8千241万3千円で、38.9%占めておるところでございます。

投資的経費につきましては、8億6千888万2千円で、前年度に比べまして、2億2千998万2千円、率にしまして20.9%の減となっております。

その他の経費につきましては、16億1千411万円で、支出総額の39.7%に当たり、前年度に対して1千903万5千円の減額となっております。

続きまして、特別会計等の状況でございますが、まず国保会計でございますが、2千27万4千円の黒字決算で、収支につきましては、1千849万8千円の赤字となっております。財政調整基金積立金を加算をいたしました実質単年度収支につきましては、93万1千円の黒字決算となっております。

保険給付費では3億5千5万4千552円で、これを1人当たり換算いたしますと、40万3千289円となっております。

なお特定健康診査の受診率でございますが、53.8%と、例年県内では上位にランクをされておりますが、更に保健衛生業務と連携する中で、予防活動を推進されたいものでございます。

収入未済額につきましては、前年度に比べまして25万321円減少はいたしておりますが、新たに滞納が202万6千円発生をして、全体の滞納額は、388万5千円余りとなっております。

続きまして診療所会計でございますが、848万4千円の黒字決算となっております。単年度収支、実質単年度収支ともに460万6千円の黒字となっております。診療所数、病床数などで算定をされる一般会計繰入金が7千652万9千円のほか、患者数減少によって、経営収支補填分としまして、7千442万3千円の繰り入れをされております。

前年度に引き続きまして、繰入金が診療収入を上回っており、非常に厳しい経営状況となっており、プライマリ・ケアとして、また地域包括ケアにおける地域医療の核として、地域の保健医療福祉機能を十分に発揮され、出張診療所は閉鎖されましたが、引き続いての医療の充実と安定経営に御努力を願うものであります。

続きまして住宅新築資金等貸付事業会計でございますが、歳入不足が3千570万232円生じておりまして、繰上充用をされております。

滞納額のうち214万7千411円が徴収をされ、滞納総額は7千298万1千422円と多額となっております。

会計の健全化のために、解消に向けた未納額償還対策に一層御尽力をされたいものでございます。

続きまして介護保険会計でございますが、1億4千287万3千円の繰入れをされ、6千124万9千円の黒字決算となっております。単年度収支につきましては957万円、実質単年度収支は2千58万5千円と、それぞれ黒字となっております。

滞納状況につきましては、24万9千360円が徴収をされ、新たに48万8千190円の収入未済が発生をし、滞納総額は112万6千220円となっております。

続きまして後期高齢者医療保険会計でございますが、168万147円の黒字決算で、単年度収支、実質単年度収支とも4万3千692円とそれぞれ黒字となっております。

滞納繰越分の24万8千859円のうち、17万5千390円が収

納をされ、新たに２６万４千３２０円の収入未済が発生をしております。

最後に簡易水道事業会計でございますが、御案内のとおり、５年度から複式簿記発生主義の公営企業会計に移行をしまして、保有資産の価値や事業の経営状況を的確に把握し、事業収入を主な財源として、独立採算の原則によって経理をする会計でございます。

収益的収支では、収入が９千７９７万１千９３９円で、支出は８千４２９万６千１１２円となり、収益的収支の損益計算書での当年度純利益につきましては、１千３６７万５千８２７円となっております。資本的収支では、収入１千３１８万４５０円で、支出は２千７９５万９千１４６円で、収支は１千４７７万８千６９６円不足となっておりますが、当年度分の消費税や引継金等で補填をされているところでございます。

水道使用料の収入未済額につきましては、特別会計から移行をした１千４８万４千４１０円でありまして、５０万４千５９０円は減少し、滞納額は９９７万９千８２０円となっております。給水人口の減少や施設の老朽化、南海トラフ巨大地震などの耐震化への取り組みなど、厳しい経営状況が見込まれて、経営基盤の強化など、水道施設の適正な維持管理や経営の効率化に期待をするものでございます。

続きまして財政健全化を示す指標でございますが、町民税や普通交付税など、経営収支比率につきましては、前年度より３．５％悪化をしており、８８．３％となっております。その要因としましては、新型コロナウイルスが５類に移行したことによりまして、地域応援商品券事業補助金等が皆減したことによりまして、補助費等の経営収支比率が悪化したことや庁舎建設事業の完了によりまして投資的経費であった人件費が経常経費となったこと、こういったことがあげられます。

財政力指数につきましては、昨年度とほぼ同数値で、今後も横ばい状態が続くものと思われま

実質公債費比率につきましては、前年度より0.7%悪化をしております。

平成20年度におきましては、要注意の数値を超えておりましたが、翌年度からは要注意の数値以下で推移をしております。しかしながら、近年の大型建設事業と多額の起債発行によりまして、町の中長期財政計画による試算では、今後比率は上昇傾向で推移する見通しであり、健全化財政運営に努められたいものでございます。

最後に公有財産についてでございますが、遊休施設は老朽化等によりまして、周辺の環境面など地元の皆さん方などと処分等を含めて、引き続いての検討をされたいものでございます。

学校、保育園の管理につきましては、安全対策及び校舎内外の維持管理はもとよりでございますが、感染症予防対策につきましても、基本に沿った予防対策がなされております。

近年の気候変動ともいえる、台風、豪雨をはじめ、今後発生が予想されておる南海トラフ巨大地震に備えた防災体制を強固なものにされるとともに、自助、共助、公助の連携で、大規模災害に備える意識の高揚を全町民ともども図られたいと願うものでございます。

今後、少子高齢化や人口減少、先行き不透明な経済動向、地方分権の進展、地政学のますますの不確実性と生成AIの進化など、行政を取り巻く環境も様変わりする中、自治体自らの改革が求められていると思われます。

そういった中で、町民の生活と福祉の向上のため、第5次松野町総合計画などの事業により、小さな町の大きな挑戦を方針とされた、「50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること」、「自然や歴史文化が、次の世代に受け継がれていくこと」、「今を生きる住民が幸せを実感できるようになること」をまちづくりの目標に、住んでよい町、訪れてよい町、住みたい町など、SDGsの視点を取り入れられた安全、安心で環境と調和のとれた「浪漫ちつくシアター森の国まつ」の創造と発展のため、全職員が一丸となられて、広い視野と英知を結

	集されて、日々の職務に精励されることを期待するものでございます。 大変不慣れで、お聞き苦しい箇所が多々あったことではないかと思われませんが、以上で御報告を終わりといたします。 御清聴ありがとうございました。
議	長 代表監査委員による、決算審査の報告が終わりました。 これより、決算内容に対する質疑を行います。 質疑は、会計別に行います。 まず、認定第1号「令和5年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	(質疑 ～ なし) 長 質疑なしと認めます。 続いて、認定第2号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	(質疑 ～ なし) 長 質疑なしと認めます。 続いて、認定第3号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	(質疑 ～ なし) 長 質疑なしと認めます。 続いて、認定第4号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	(質疑 ～ なし) 長 質疑なしと認めます。 続いて、認定第5号「令和5年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	(質疑 ～ なし) 長 質疑なしと認めます。 続いて、認定第6号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特

議 長	別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。 (質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 最後に、認定第 7 号「令和 5 年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」の質疑を行います。
議 長	(質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 以上で質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております、認定第 1 号から認定第 7 号までの各決算は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。
議 長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、本決算は各常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。(14:42)
議 長	本日は、これで散会します。(14:42)